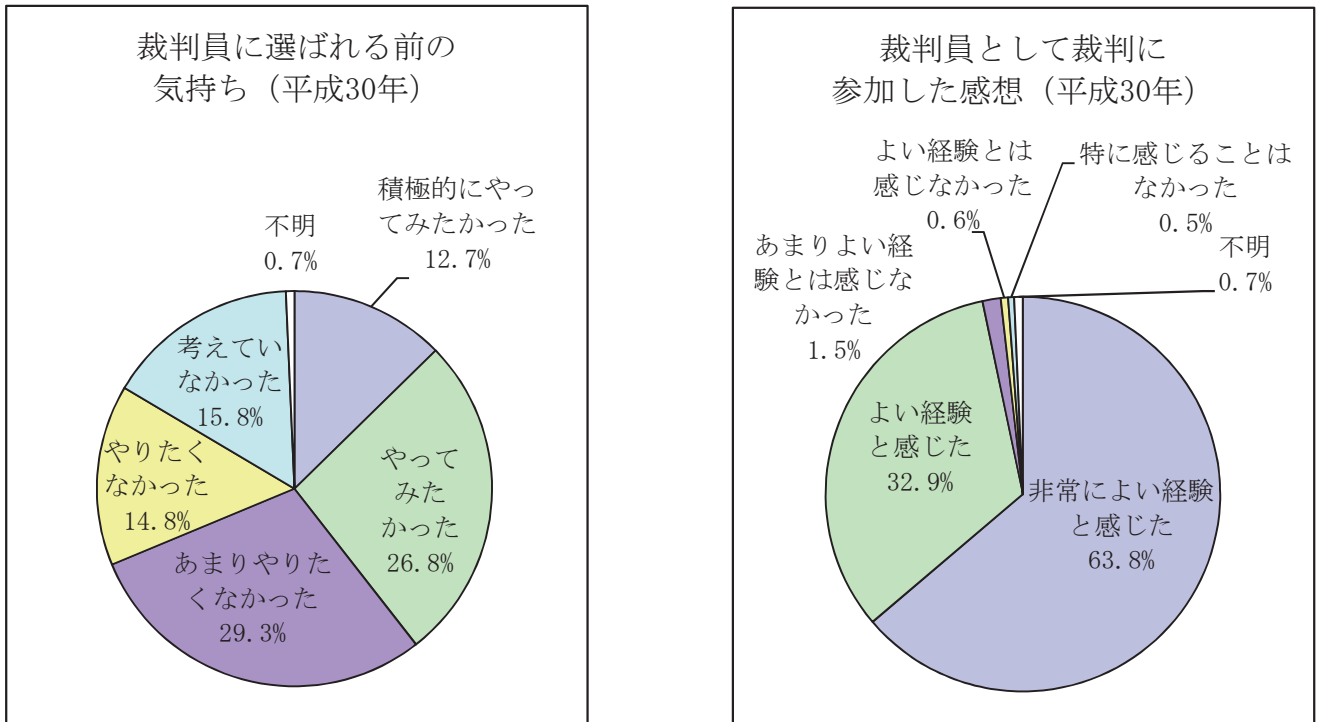


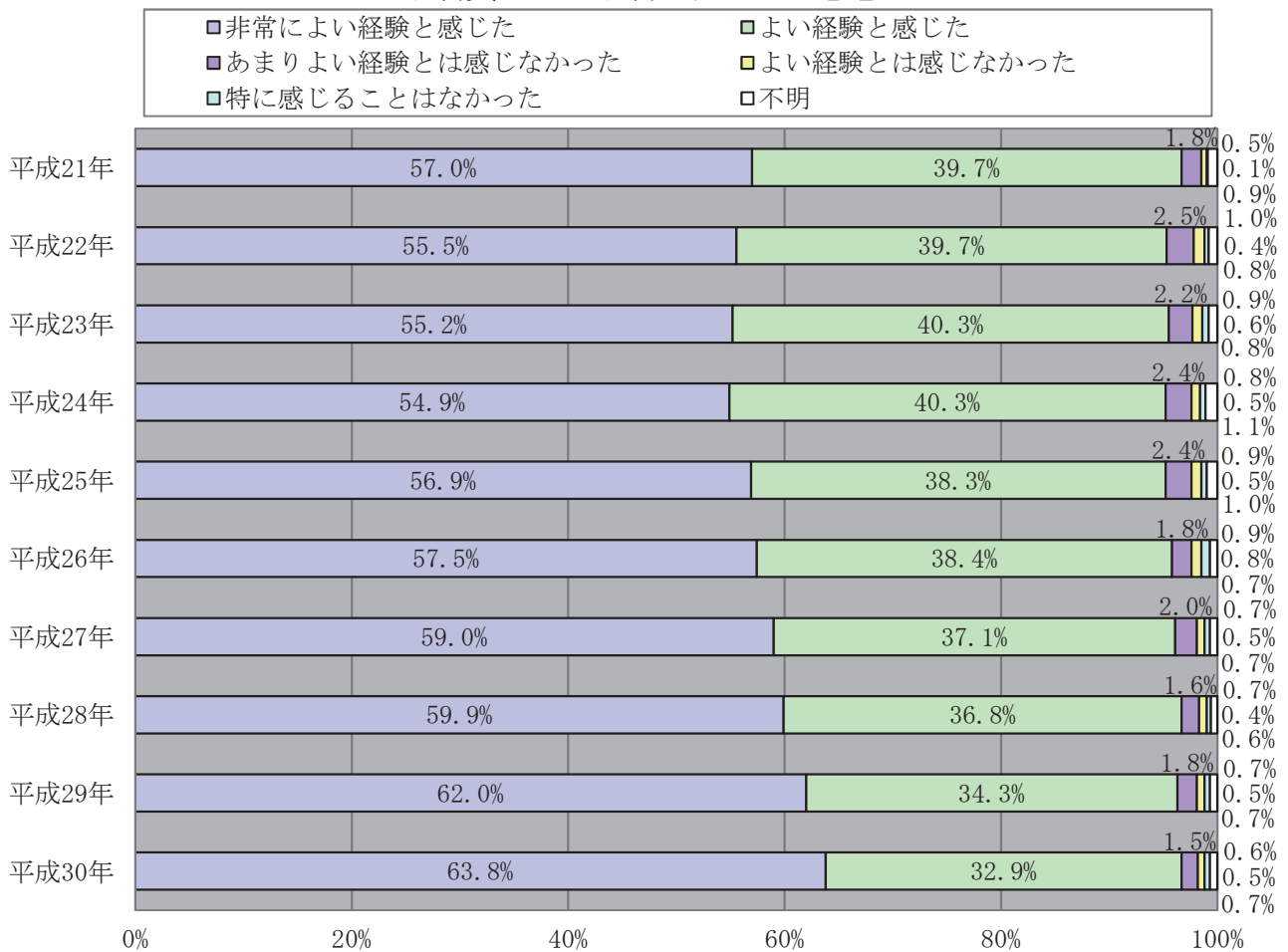
# 【 図 表 編 】



図表1 裁判員に選ばれる前の気持ちと裁判員として裁判に参加した感想

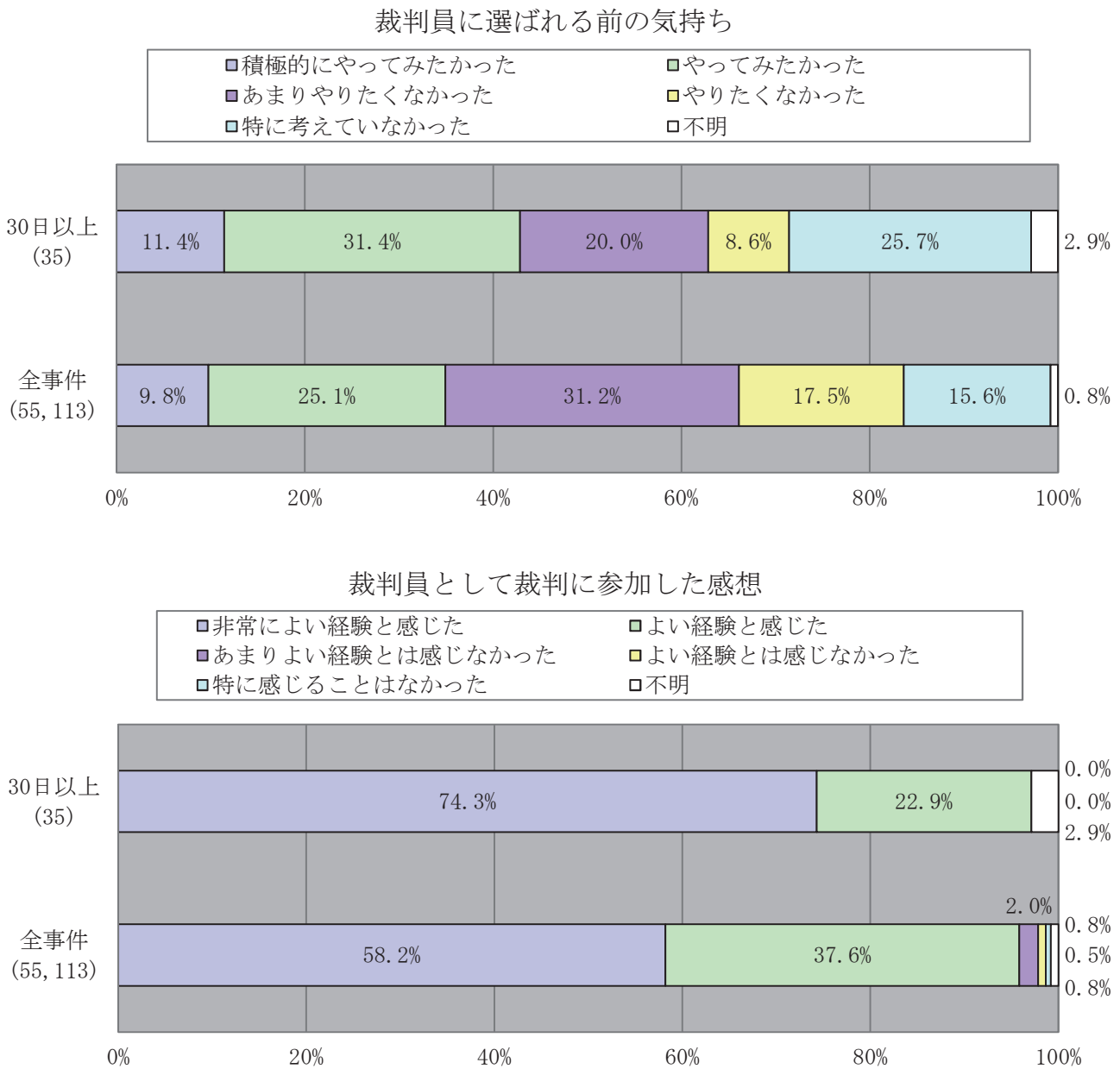


裁判員として裁判に参加した感想



(注) 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値である。  
 2 裁判員のみを集計（補充裁判員を含まない。）  
 3 「裁判員として裁判に参加した感想」のグラフのうち、欄外の数値の上段は「よい経験とは感じなかった」、中段は「特に感じることはなかった」、下段は「不明」の数値である。

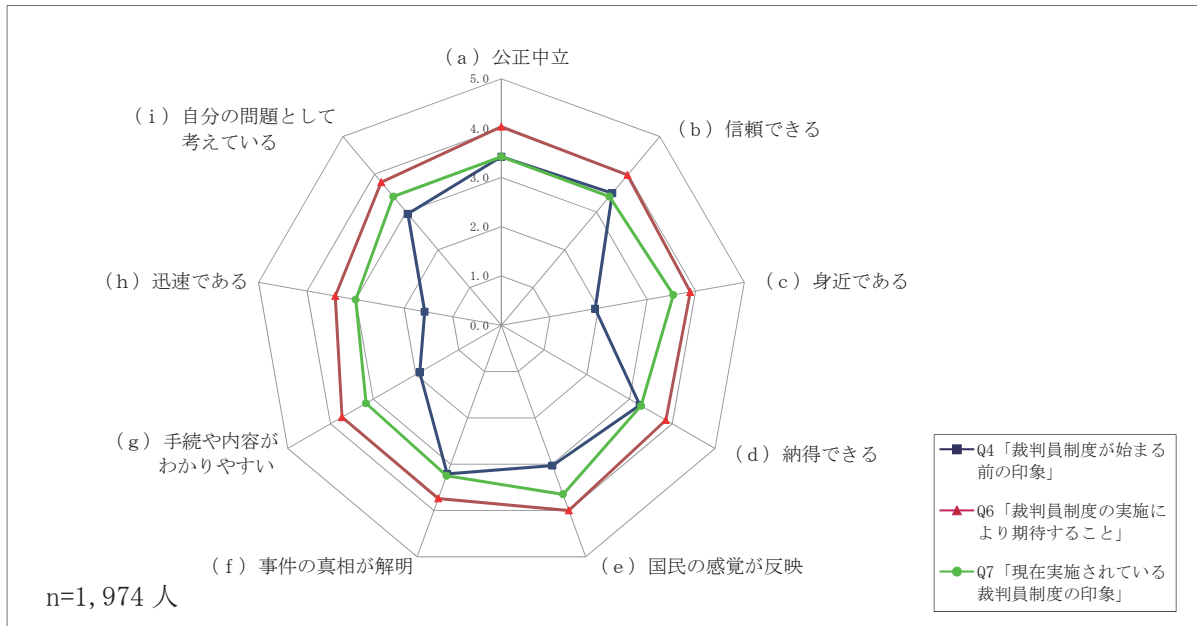
図表2 裁判員に選ばれる前の気持ちと裁判員として裁判に参加した感想  
 (長期審理事件(審理実日数30日以上。平成23~30年度))



(注) 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり、実人数である。  
 2 裁判員のみを集計(補充裁判員は含まない。)  
 3 審理実日数は、実際に審理を行った日のみ(審理及び評議を行った日を含む。)を計上したものであり、裁判員等選任手続や評議、判決宣告のみを行った日は含まない。  
 4 平成22年度までは、アンケートの審理実日数区分が平成23年度以降と異なるため、30日以上のデータを抽出できない。  
 5 審理実日数30日以上の事件の実審理期間は、87~207日であり、いずれも2か月を超える。  
 6 「裁判員として裁判に参加した感想」のグラフのうち、欄外の数値の上段は「よい経験とは感じなかった」、中段は「特に感じることはなかった」、下段は「不明」の数値である。

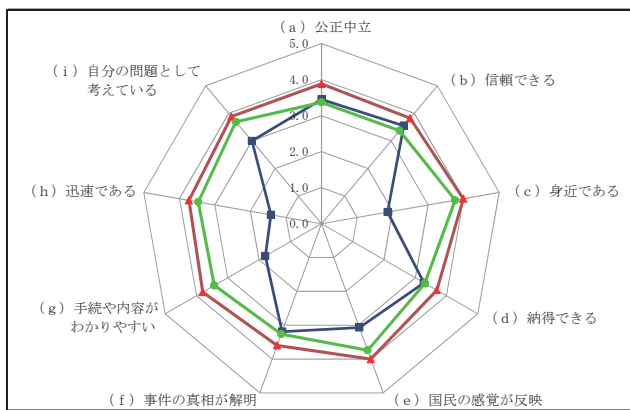
図表3 刑事裁判の印象（平成21～30年度意識調査）

（平成30年度調査結果）

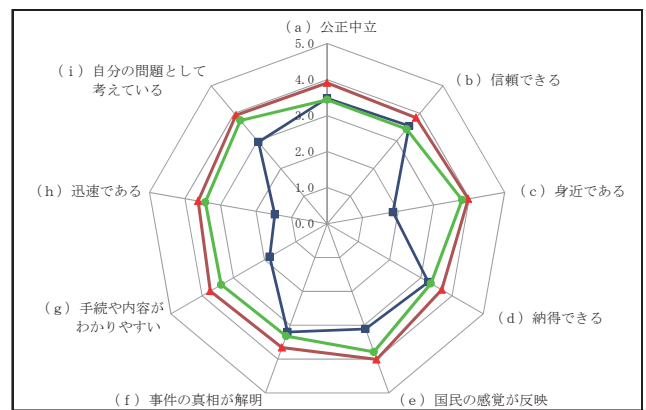


Q4：「裁判員制度が始まる前の印象」、Q6：「裁判員制度の実施により期待すること」、Q7：「現在実施されている裁判員制度の印象」の各問の9項目それぞれの点数を比較してみると、「(c) 身近である」、「(g) 手続や内容がわかりやすい」、「(h) 迅速である」はQ4よりもQ6、Q7の点数が目立って高くなっている。

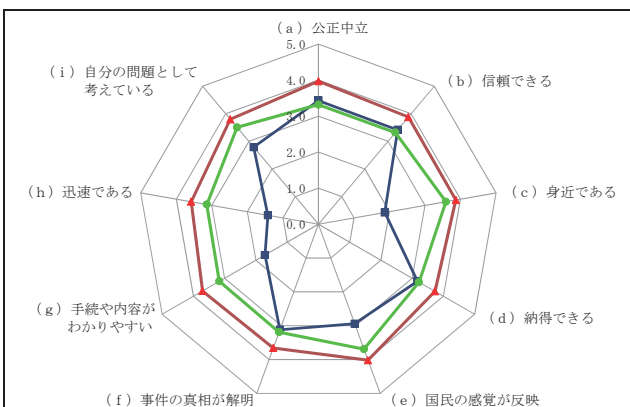
（平成21年度調査結果）



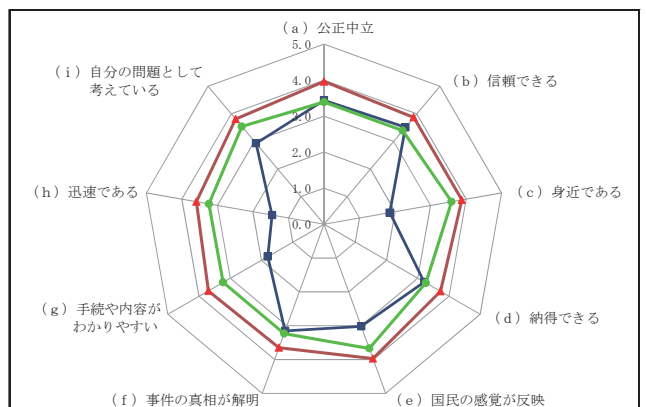
（平成22年度調査結果）



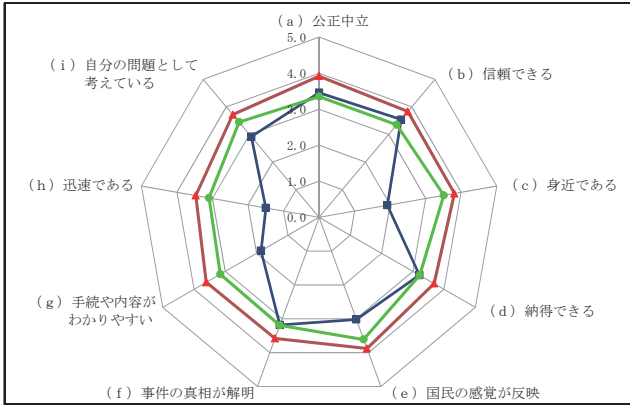
（平成23年度調査結果）



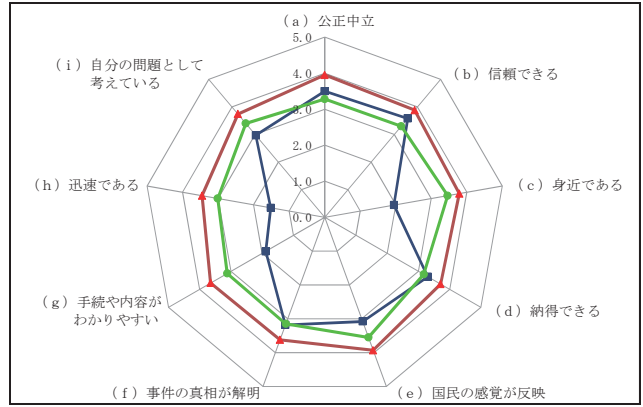
（平成24年度調査結果）



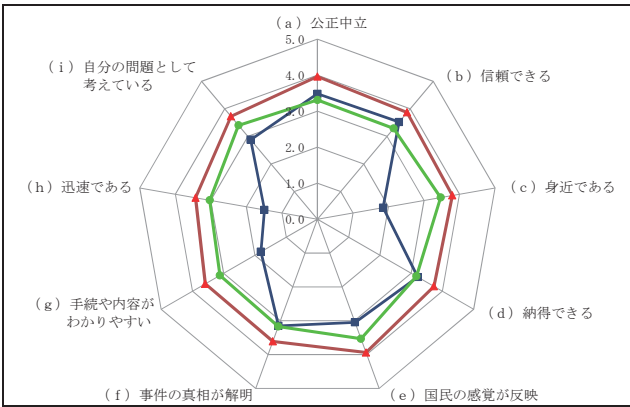
(平成25年度調査結果)



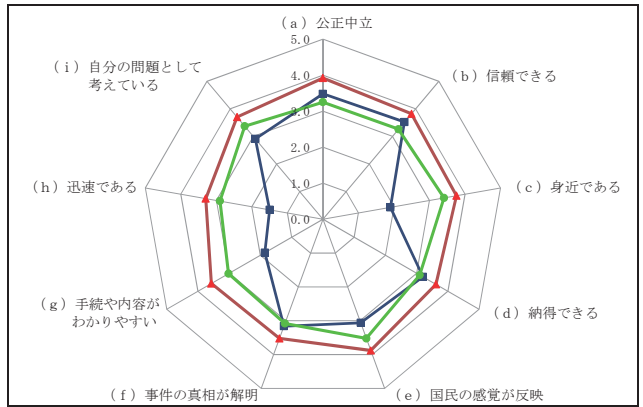
(平成26年度調査結果)



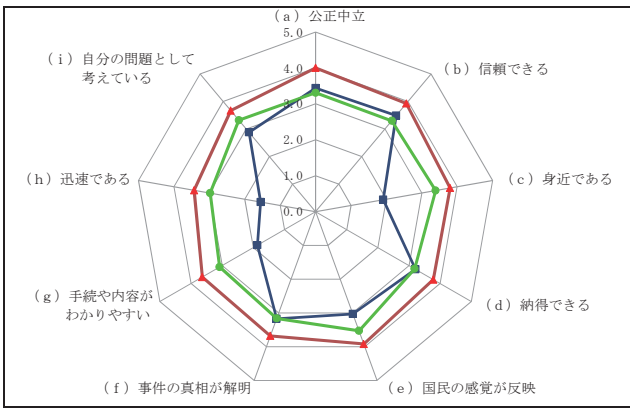
(平成27年度調査結果)



(平成28年度調査結果)

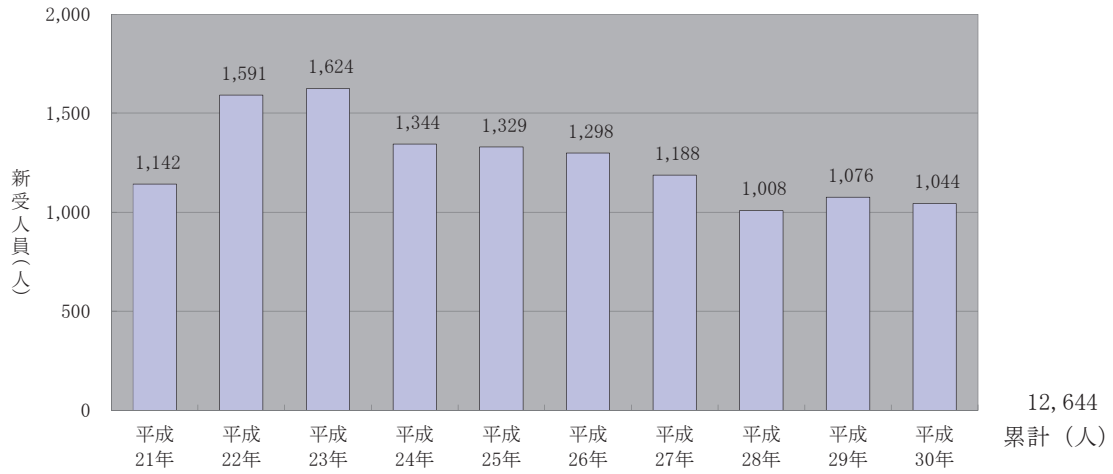


(平成29年度調査結果)

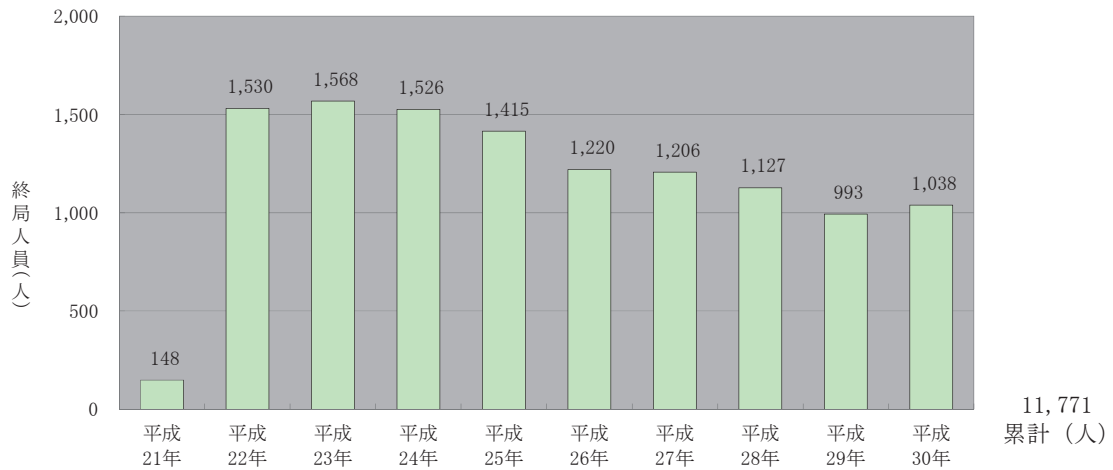


図表4 裁判員裁判対象事件の新受・既済・未済の各人員の推移

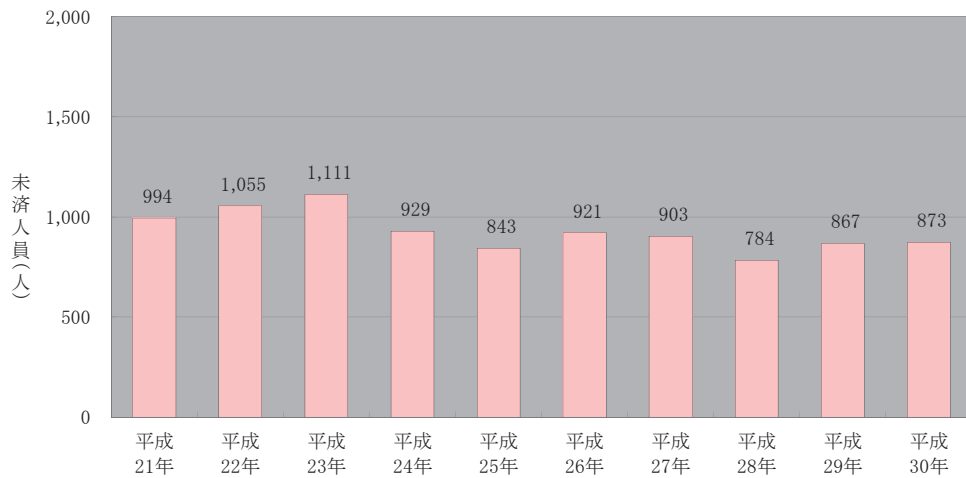
新受人員の推移



終局人員の推移



未済人員の推移



- (注) 1 実人員であり、平成30年12月末現在の数値である。  
 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。  
 3 訴因変更により裁判員裁判対象事件となった事件は、訴因変更決定日ではなく、起訴日をもって計上した。  
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 5 概数である。

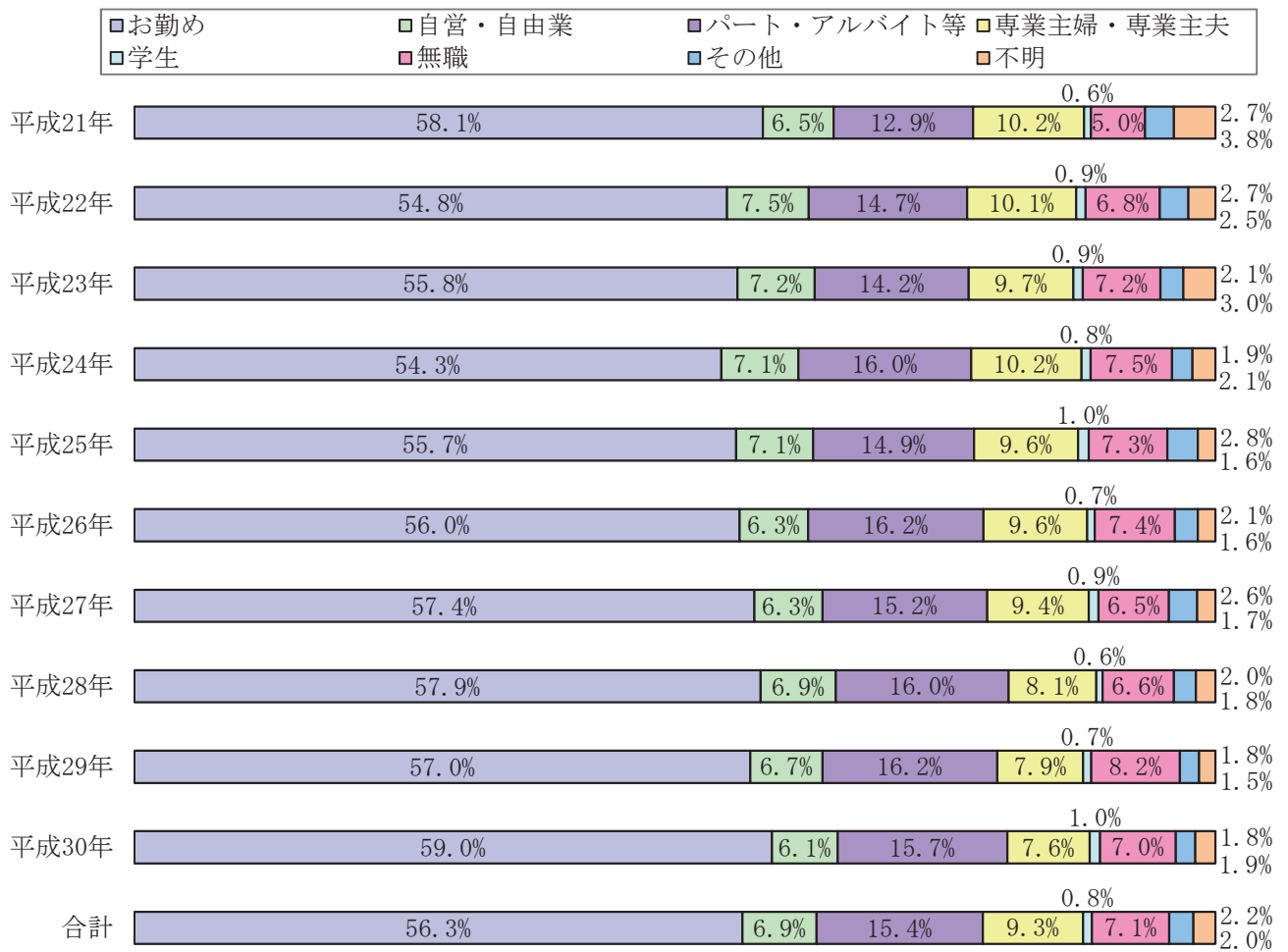
図表5 裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び選任された裁判員・補充裁判員の数の推移

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
イ	裁判員候補者名簿記載者数	2,664,306	295,036	344,900	315,940	285,530	259,200	236,500	233,800	229,200	233,600	230,600
ロ	名簿使用率(%) (「ハ」/「イ」)	44.1	4.5	36.7	41.7	47.5	52.2	52.0	56.8	55.8	51.4	55.3
ハ	選定された裁判員候補者数	1,173,888 [101.7]	13,423 [94.5]	126,465 [84.0]	131,880 [86.5]	135,535 [90.4]	135,207 [97.5]	123,059 [102.4]	132,831 [112.4]	127,811 [115.8]	120,187 [124.4]	127,490 [124.1]
ニ	調査票により辞退等が認められた裁判員候補者数	344,664	3,785	32,245	37,771	38,488	39,666	36,755	40,755	39,485	36,011	39,703
ホ	期日の通知・質問票を送付した裁判員候補者数 (「ハ」-「ニ」)	829,224 [71.9]	9,638 [67.9]	94,220 [62.6]	94,109 [61.7]	97,047 [64.7]	95,541 [68.9]	86,304 [71.8]	92,076 [77.9]	88,326 [80.0]	84,176 [87.1]	87,787 [85.5]
ヘ	質問票により辞退等が認められた裁判員候補者数	373,316	3,185	34,147	37,756	42,443	43,451	40,351	43,806	41,563	41,707	44,907
ト	選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数 (「ホ」-「ヘ」)	455,908	6,453	60,073	56,353	54,604	52,090	45,953	48,270	46,763	42,469	42,880
チ	選任手続期日に出席した裁判員候補者数	329,914 [28.6]	5,415 [38.1]	48,422 [32.2]	44,150 [29.0]	41,543 [27.7]	38,527 [27.8]	32,833 [27.3]	32,598 [27.6]	30,313 [27.5]	27,152 [28.1]	28,961 [28.2]
リ	出席率(%) (「チ」/「ハ」)	28.1	40.3	38.3	33.5	30.7	28.5	26.7	24.5	23.7	22.6	22.7
	(「チ」/「ト」)	72.4	83.9	80.6	78.3	76.1	74.0	71.4	67.5	64.8	63.9	67.5
ヌ	選任手続期日当日に辞退等により不選任決定がされた裁判員候補者数	88,293	1,326	11,850	11,308	10,933	11,055	9,321	9,150	8,324	7,528	7,498
ル	(a) 辞退が認められた裁判員候補者の総数	733,963	7,134	66,977	77,909	83,426	85,615	79,288	86,201	82,647	79,284	85,482
	(b) 辞退率(%) (「ル(a)」/「ハ」)	62.5	53.1	53.0	59.1	61.6	63.3	64.4	64.9	64.7	66.0	67.0
ヲ	くじの母数となった候補者数に、理由なし不選任数を加えたもの	282,748 [24.5]	4,802 [33.8]	42,559 [28.3]	38,274 [25.1]	35,785 [23.9]	32,586 [23.5]	27,703 [23.0]	27,554 [23.3]	25,678 [23.3]	22,954 [23.8]	24,853 [24.2]
ワ	選任された裁判員の数	66,407	838	8,673	8,816	8,633	7,937	6,938	6,768	6,363	5,536	5,905
カ	選任された補充裁判員の数	22,580	346	3,067	2,988	2,906	2,622	2,333	2,293	2,140	1,896	1,989

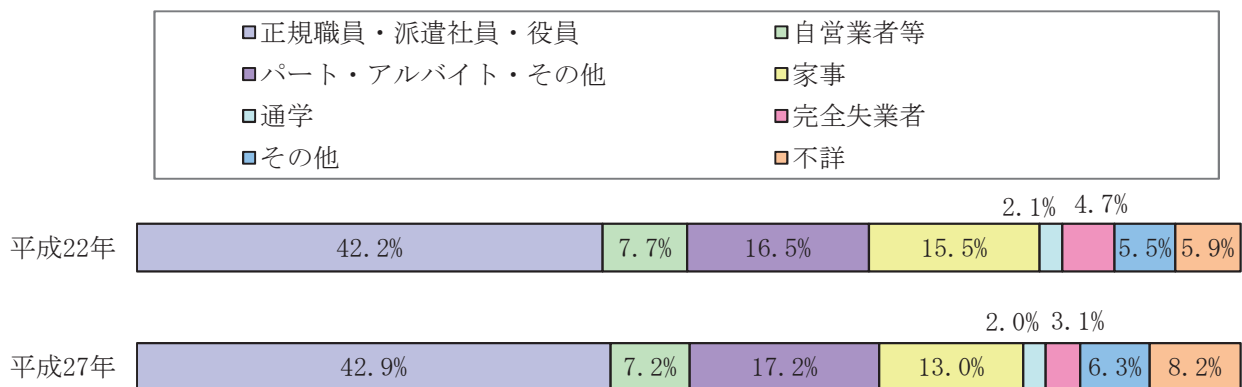
(注) 1 「イ」は刑事局の集計結果であり、平成29年以降は、実際には裁判員候補者に選ばれない18歳及び19歳の者が含まれる。なお、18歳及び19歳の者については、名簿調製後直ちに削除されるため「ハ」には含まれない。  
2 「ハ」ないし「ヲ」は延べ人員であり、速報値である。  
3 「ニ」及び「ヘ」には、辞退が認められたもののほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置又は呼出取消しがされたものが含まれ、更に前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。  
4 「ト」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれる。  
5 「ヌ」には、理由あり不選任決定(裁判員法34条4項)、辞退による不選任決定(同法34条7項)、理由なし不選任決定(同法36条)及び質問なし不選任決定(同規則35条2項、3項)がされたものを含み、くじ等による不選任決定(同法37条3項)がされたものは含まない。  
6 「ル(a)」のうち、平成21年及び平成22年の人数には、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置がされたもの、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。  
7 「ワ」及び「カ」は実人員であり、概数である。  
8 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。  
9 [ ]は、判決人員(累計11,541人、平成21年142人、平成22年1,506人、平成23年1,525人、平成24年1,500人、平成25年1,387人、平成26年1,202人、平成27年1,182人、平成28年1,104人、平成29年966人、平成30年1,027人)1人当たりの平均である。なお、判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。



図表6 裁判員の構成（職業別）

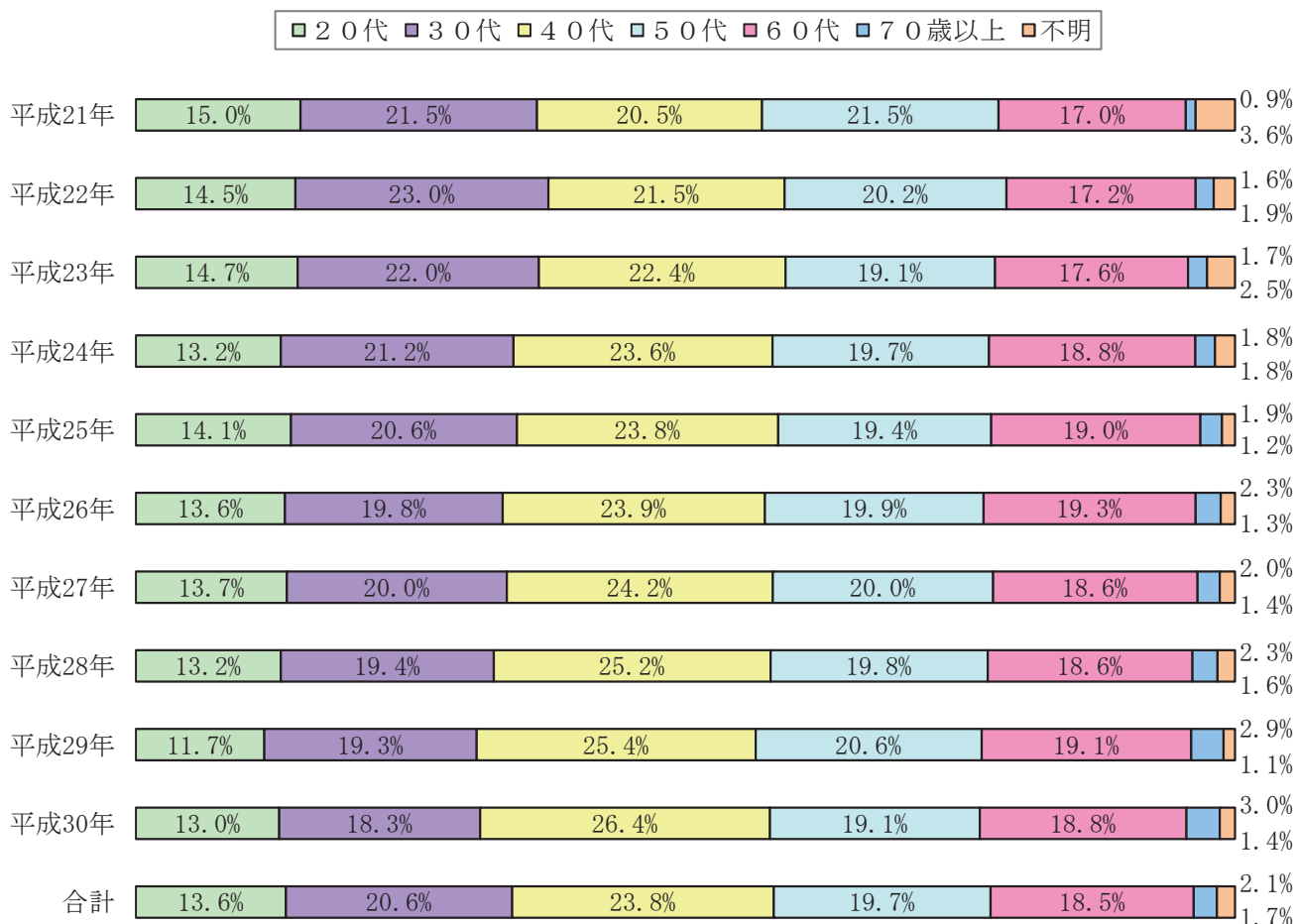


〈参考〉国勢調査（職業別）（20～60代）

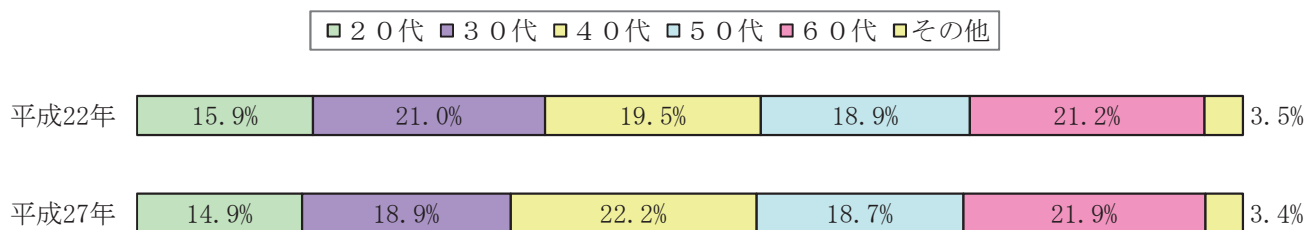


- (注) 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値である。  
 2 裁判員のみを集計（補充裁判員を含まない。）  
 3 欄外の数値の上段は「その他」、下段は「不明」の数値である。  
 4 国勢調査のグラフは、産業等基本集計（平成22年）及び就業状態等基本集計（平成27年）から「15～19歳」及び「70歳以上」に該当する数値を除き、20代から60代までの数値を用いて作成した（なお、従業上の地位「不詳」を含まない数値である。）。

図表7 裁判員の構成（年代別）

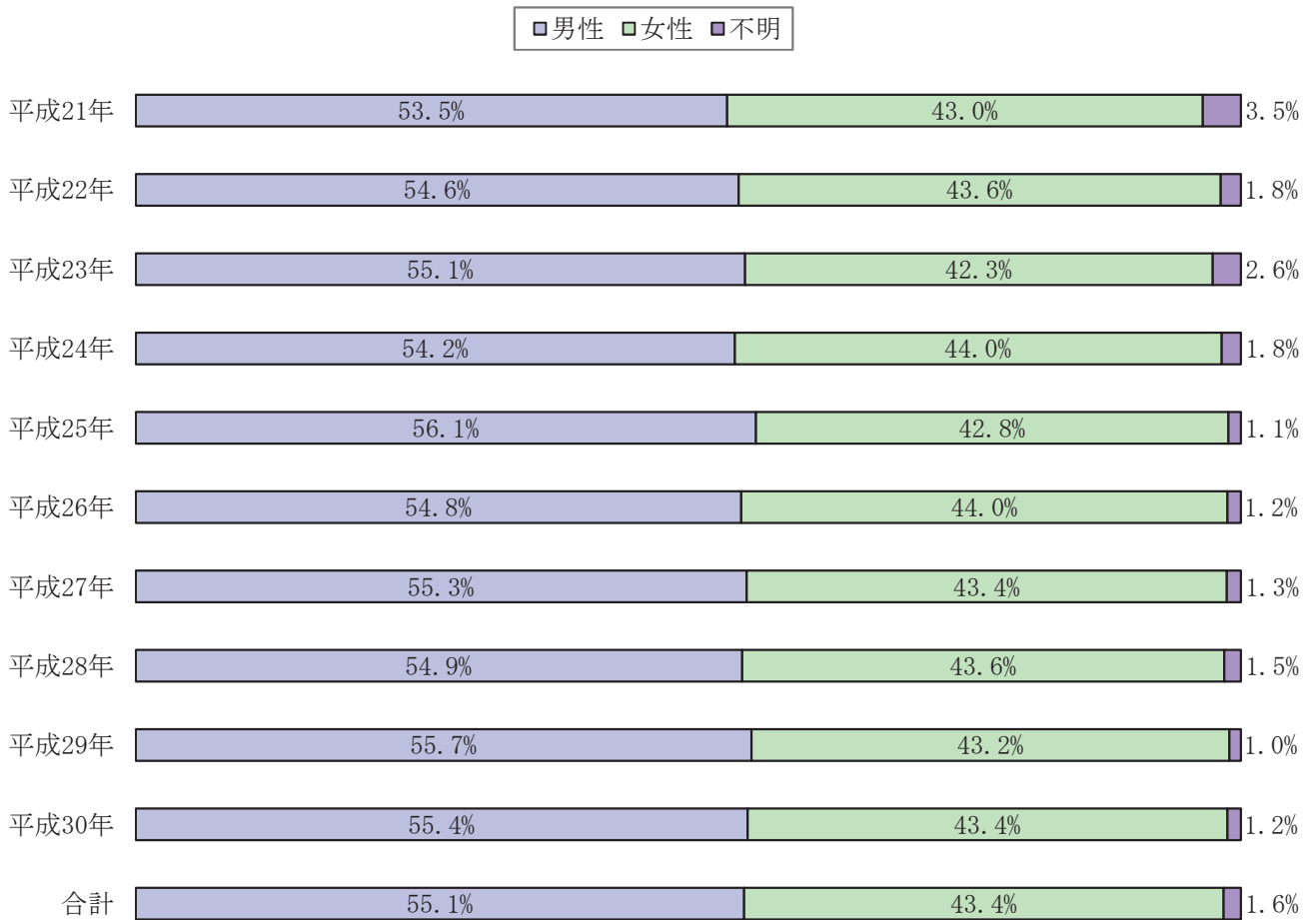


〈参考〉国勢調査（年代別）（20代～60代）

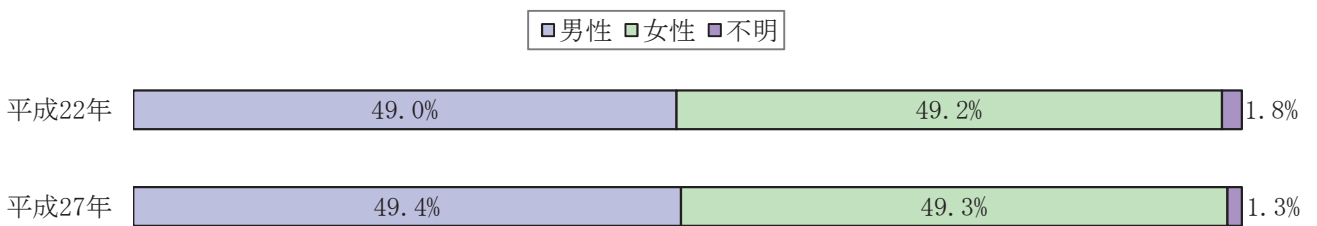


- (注) 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値である。  
 2 裁判員のみを集計（補充裁判員を含まない。）  
 3 欄外の数値の上段は「70歳以上」，下段は「不明」の数値である。  
 4 国勢調査のグラフは，人口等基本集計から「0～19歳」，「70歳以上」及び「不明」に該当する数値を除き，20代から60代までの数値を用いた。  
 さらに，その割合の合計が，平成22年については96.5%，平成27年については96.6%（上の裁判員の構成グラフのうち，それぞれ対応する年の「70歳以上」及び「不明」を除いた部分の割合の合計）になるようにしてグラフを作成した。

図表8 裁判員の構成（性別）



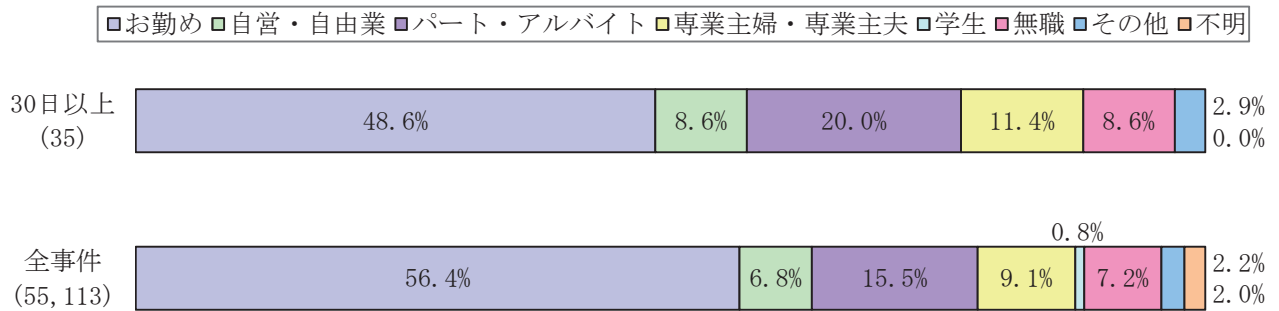
〈参考〉 国勢調査（性別）（20～60代）



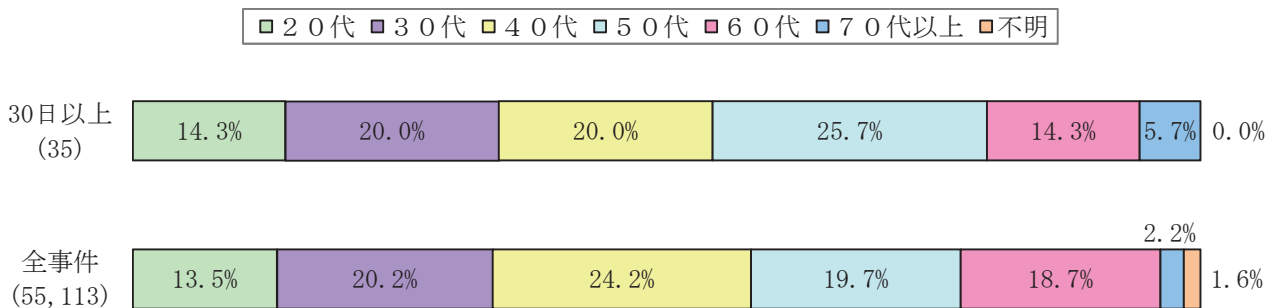
- (注) 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値である。  
 2 裁判員のみを集計（補充裁判員を含まない。）  
 3 国勢調査のグラフは、人口等基本集計から「0～19歳」、「70歳以上」及び（年齢）「不明」に該当する数値を除き、20代から60代までの数値を用いた。  
 さらに、その割合の合計が、平成22年については98.2%、平成27年については98.7%（上の裁判員の構成グラフのうち、それぞれ対応する年の（性別）「不明」を除いた部分の割合の合計）になるようにしてグラフを作成した。

図表9 裁判員の構成  
 (長期審理事件 (審理実日数30日以上。平成23~30年度))

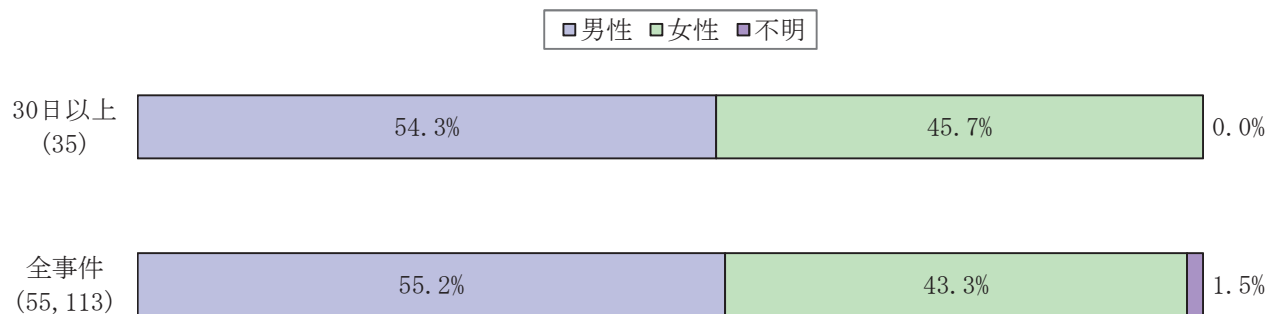
裁判員の構成 (職業別)



裁判員の構成 (年代別)



裁判員の構成 (性別)



- (注) 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり、実人数である。  
 2 裁判員のみを集計 (補充裁判員は含まない。)  
 3 日数は、審理実日数 (実際に審理を行った日のみ (審理及び評議を行った日を含む。)) を計上したものであり、裁判員等選任手続や評議、判決宣告のみを行った日は含まない。) による。  
 4 平成22年度までは、アンケートの審理実日数区分が平成23年度以降と異なるため、審理実日数30日以上のデータを抽出できない。  
 5 審理実日数30日以上の事件の実審理期間は、87~207日であり、いずれも2か月を超える。  
 6 裁判員の構成 (職業別) のグラフのうち、欄外の数値の上段は「その他」、下段は「不明」である。

図表 10 辞退が認められた裁判員候補者数の推移（選任手続段階別）

	選定された 裁判員候補者数	辞退が認められた裁判員候補者数		
		総数	選任手続期日前	選任手続期日当日
累計	1,173,888	733,963 (100.0)	687,437 (93.7)	46,526 (6.3)
平成21年	13,423	7,134 (100.0)	6,552 (91.8)	582 (8.2)
平成22年	126,465	66,977 (100.0)	61,251 (91.5)	5,726 (8.5)
平成23年	131,880	77,909 (100.0)	72,144 (92.6)	5,765 (7.4)
平成24年	135,535	83,426 (100.0)	77,748 (93.2)	5,678 (6.8)
平成25年	135,207	85,615 (100.0)	79,733 (93.1)	5,882 (6.9)
平成26年	123,059	79,288 (100.0)	74,219 (93.6)	5,069 (6.4)
平成27年	132,831	86,201 (100.0)	81,209 (94.2)	4,992 (5.8)
平成28年	127,811	82,647 (100.0)	78,063 (94.5)	4,584 (5.5)
平成29年	120,187	79,284 (100.0)	75,128 (94.8)	4,156 (5.2)
平成30年	127,490	85,482 (100.0)	81,390 (95.2)	4,092 (4.8)

(注) 1 「辞退が認められた裁判員候補者数」のうち、平成21年及び平成22年の人数には、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置がされたもの、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。

2 ( )内は%である。

3 速報値である。

図表 1 1 選任手続期日と第 1 回公判期日の同日・別日の割合の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総数	判決人員	11,541	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	1,027
	同日の割合(%)	38.0	87.3	80.2	66.9	52.1	31.1	22.3	13.9	13.6	13.1	11.0
	別日の割合(%)	62.0	12.7	19.8	33.1	47.9	68.9	77.7	86.1	86.4	86.9	89.0
自白	判決人員	6,280	114	970	885	806	725	644	623	568	449	496
	同日の割合(%)	43.2	87.7	81.6	70.3	58.6	35.6	26.1	14.9	14.3	12.9	14.1
	別日の割合(%)	56.8	12.3	18.4	29.7	41.4	64.4	73.9	85.1	85.7	87.1	85.9
否認	判決人員	5,261	28	536	640	694	662	558	559	536	517	531
	同日の割合(%)	31.8	85.7	77.6	62.2	44.7	26.1	17.9	12.7	12.9	13.3	8.1
	別日の割合(%)	68.2	14.3	22.4	37.8	55.3	73.9	82.1	87.3	87.1	86.7	91.9

(注) 1 第 1 回公判期日は、選任手続後、裁判員が参加した最初の公判期日を基準とした。

2 選任手続期日が複数回実施された場合は、別日として計上した。

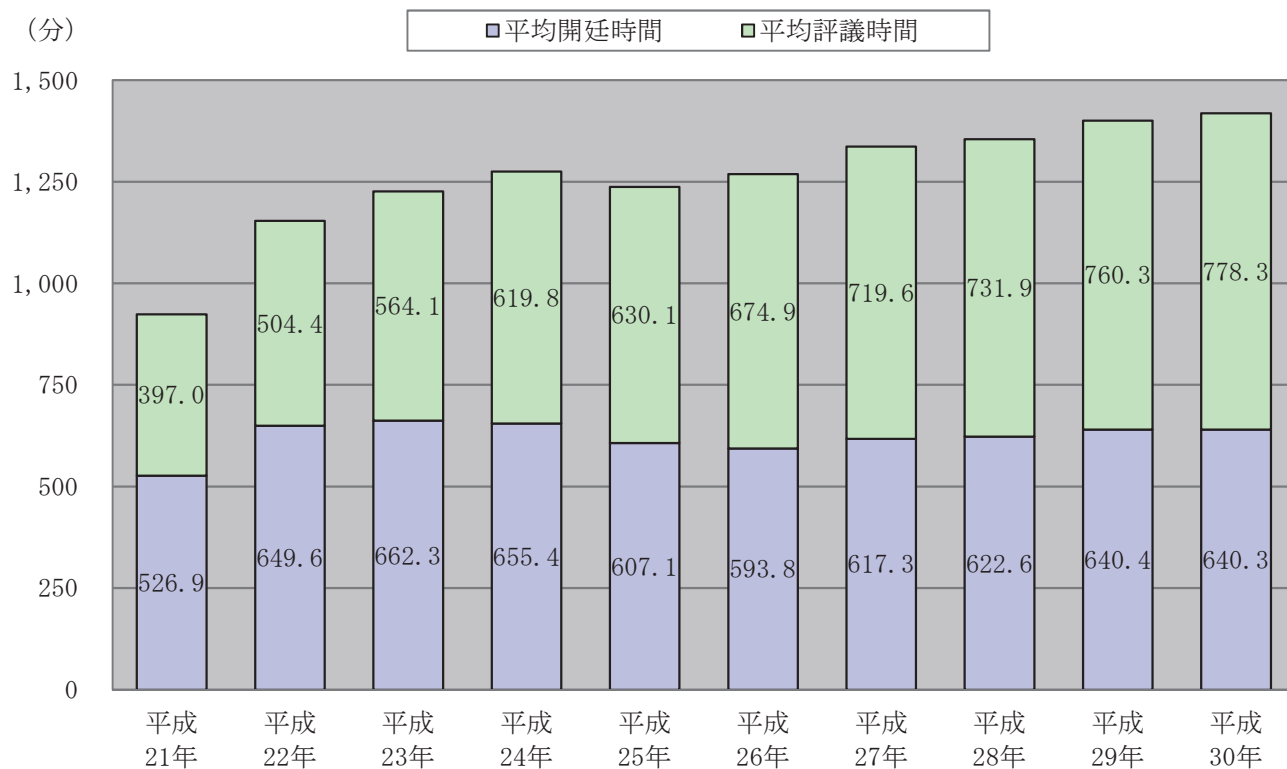
3 速報値である。

図表 1 2 平均審理期間及び公判前整理手続期間の推移（自白否認別）

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
総数	判決人員	11,541	142	1,506	1,525	1,500	1,387	1,202	1,182	1,104	966	1,027
	平均審理期間（月）	9.1	5.0	8.3	8.9	9.3	8.9	8.7	9.2	10.0	10.1	10.1
	公判前整理手続期間の平均(月)	7.0	2.8	5.4	6.4	7.0	6.9	6.8	7.4	8.2	8.3	8.2
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.1	2.2	2.9	2.5	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	1.8	1.9
自白	判決人員	6,280	114	970	885	806	725	644	623	568	449	496
	平均審理期間（月）	7.4	4.8	7.4	7.3	7.2	7.1	7.0	7.4	8.0	7.9	7.7
	公判前整理手続期間の平均(月)	5.4	2.8	4.6	5.0	5.2	5.4	5.4	5.8	6.5	6.4	6.1
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.0	2.0	2.8	2.3	2.0	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	1.6
否認	判決人員	5,261	28	536	640	694	662	558	559	536	517	531
	平均審理期間(月)	11.3	5.6	9.8	10.9	11.7	10.9	10.6	11.2	12.1	12.1	12.3
	公判前整理手続期間の平均(月)	8.9	3.1	6.8	8.3	9.1	8.5	8.5	9.1	10.1	10.0	10.0
	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.4	2.5	3.0	2.6	2.6	2.4	2.1	2.1	2.0	2.1	2.3

- (注) 1 判決人員は実人員である。  
 2 「公判前整理手続期間の平均（月）」は、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期間整理手続に付されたもの等を除外して算出した。  
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。  
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。  
 5 速報値である。

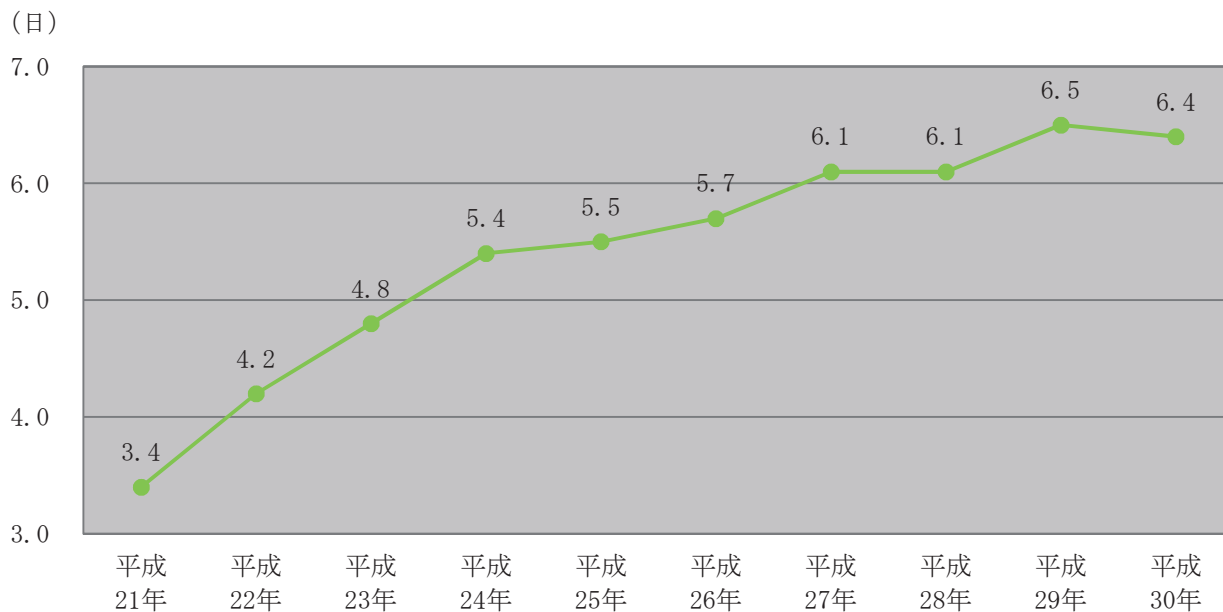
図表 1 3 平均開廷時間と平均評議時間の推移



(注) 1 平均開廷時間は概数である。  
 2 平均評議時間の平成 3 0 年は速報値である。

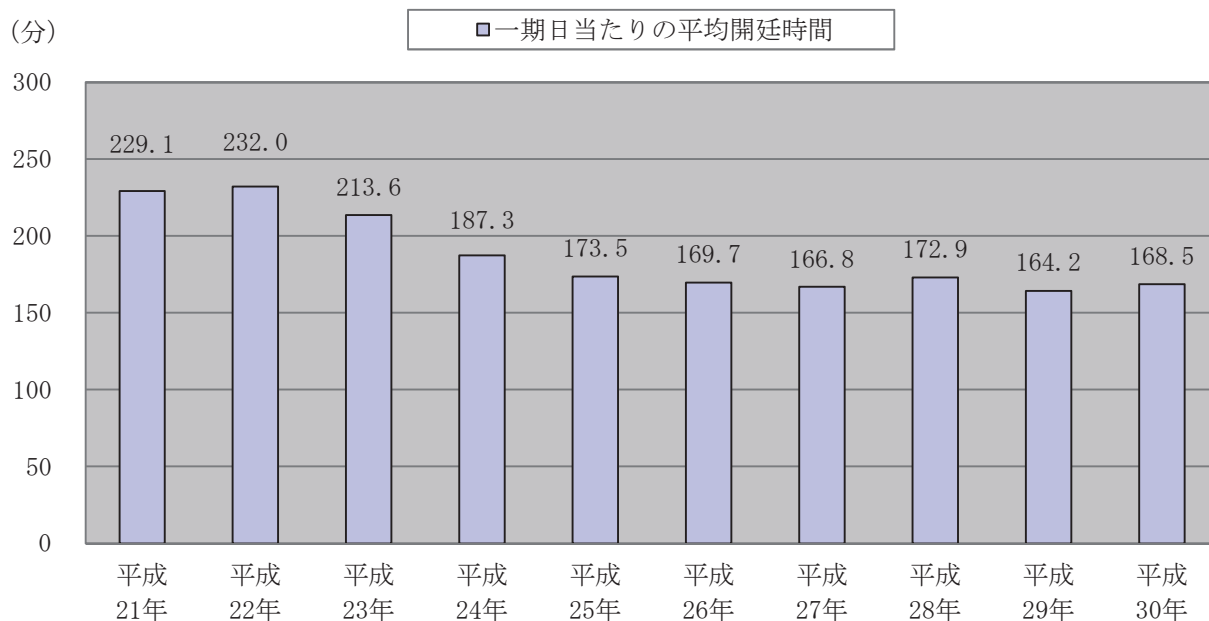


図表 1 4 平均実審理予定日数の推移



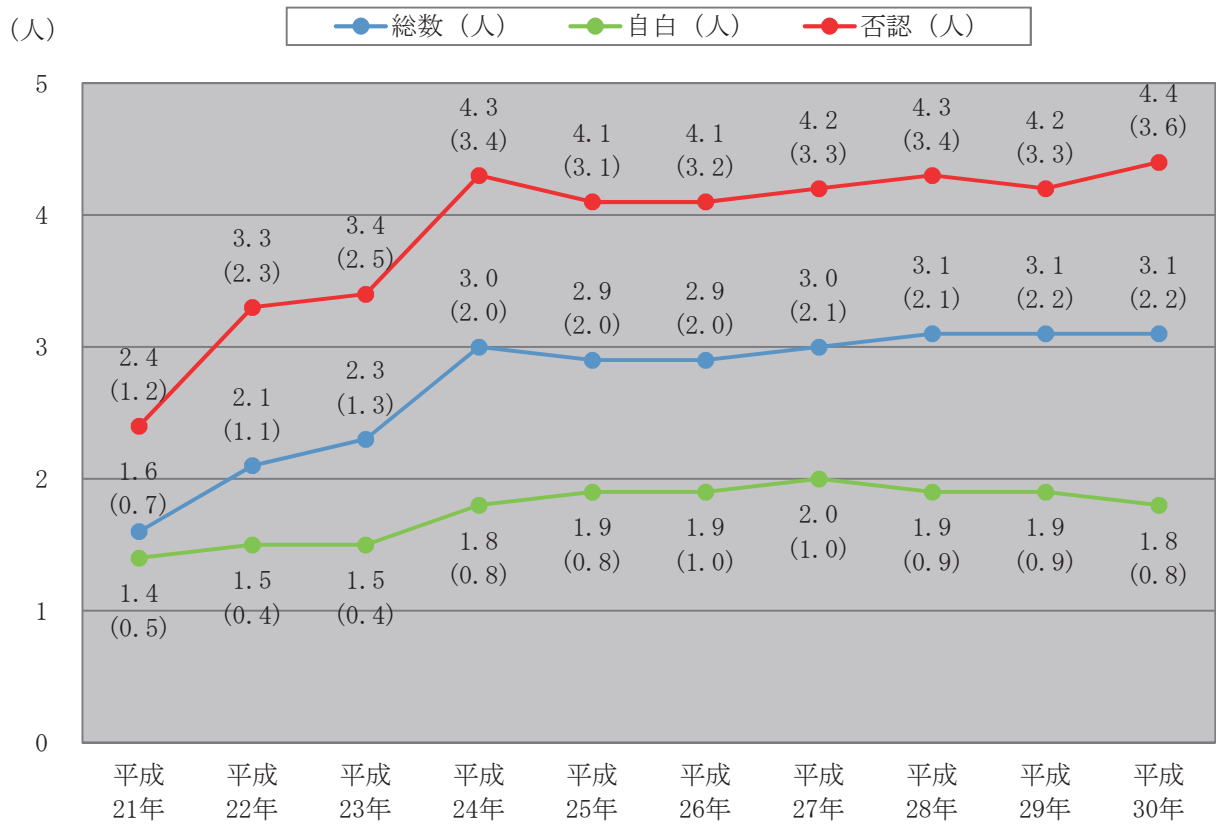
- (注) 1 実審理予定日数は、裁判員等選任手続期日のお知らせに記載されている公判期日等（評議のみ、判決のみの日を含み、選任手続期日のみの日を含まない。）が予定されている日数の合計である。  
 2 平成 30 年は速報値である。

図表 15 一期日当たりの平均開廷時間の推移



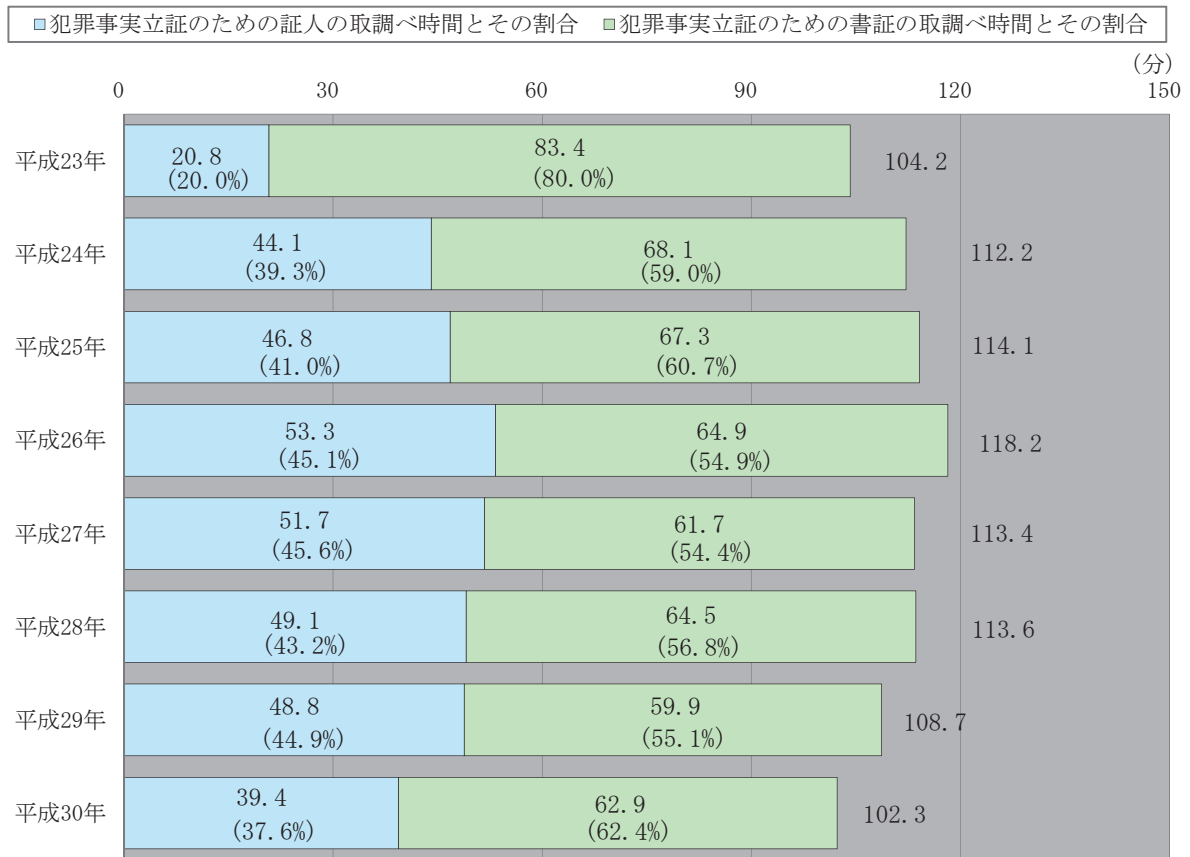
(注) 1 一期日当たりの平均開廷時間は、開廷時間を、開廷回数－1で除したもの（＝開廷時間÷（開廷回数－1））である（開廷回数のうちの1回を判決宣告のみと仮定）。  
 2 平成30年は速報値である。

図表 1 6 平均取調べ証人数の推移



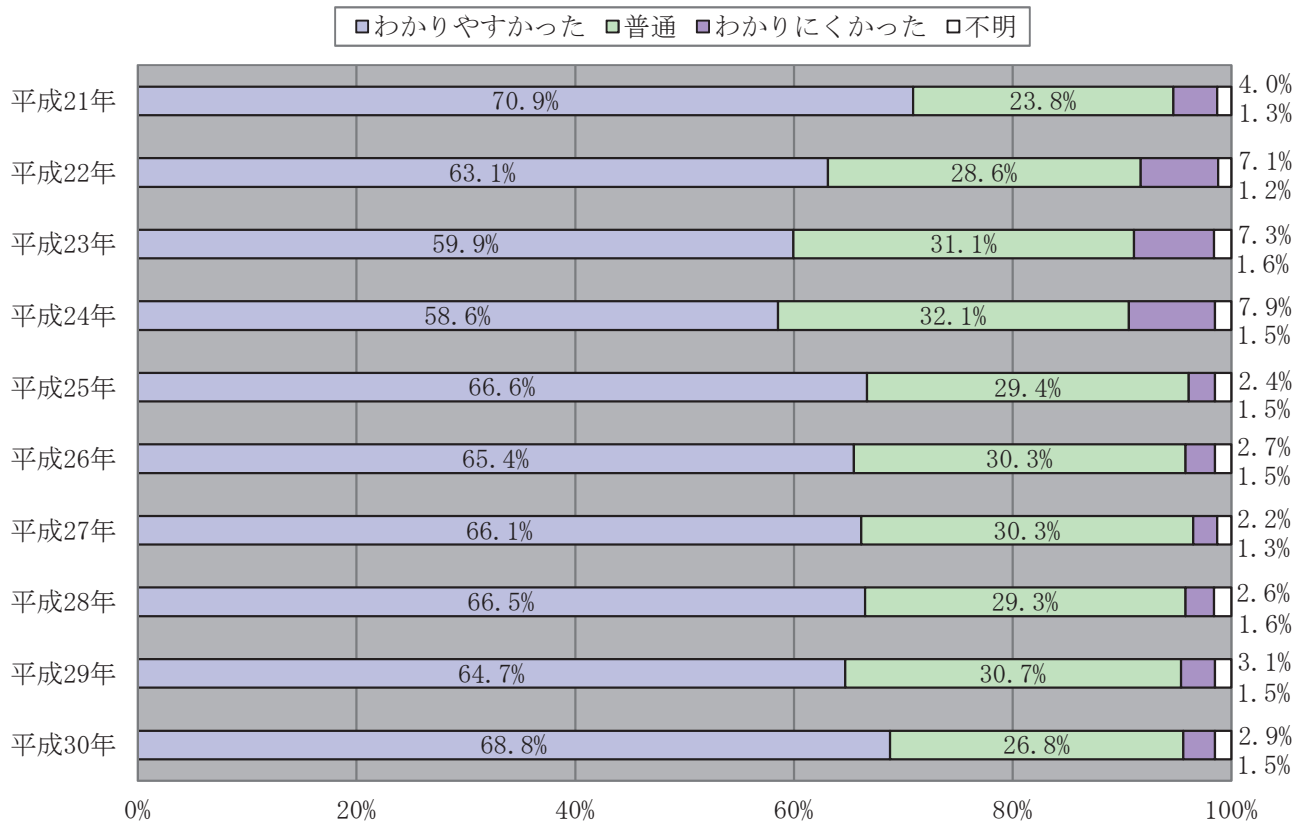
(注) 1 概数である。  
 2 ( )内は検察官請求の数値である。

図表 1 7 自白事件における犯罪事実立証のための証人及び書証の取調べ時間とその割合（検察官請求）



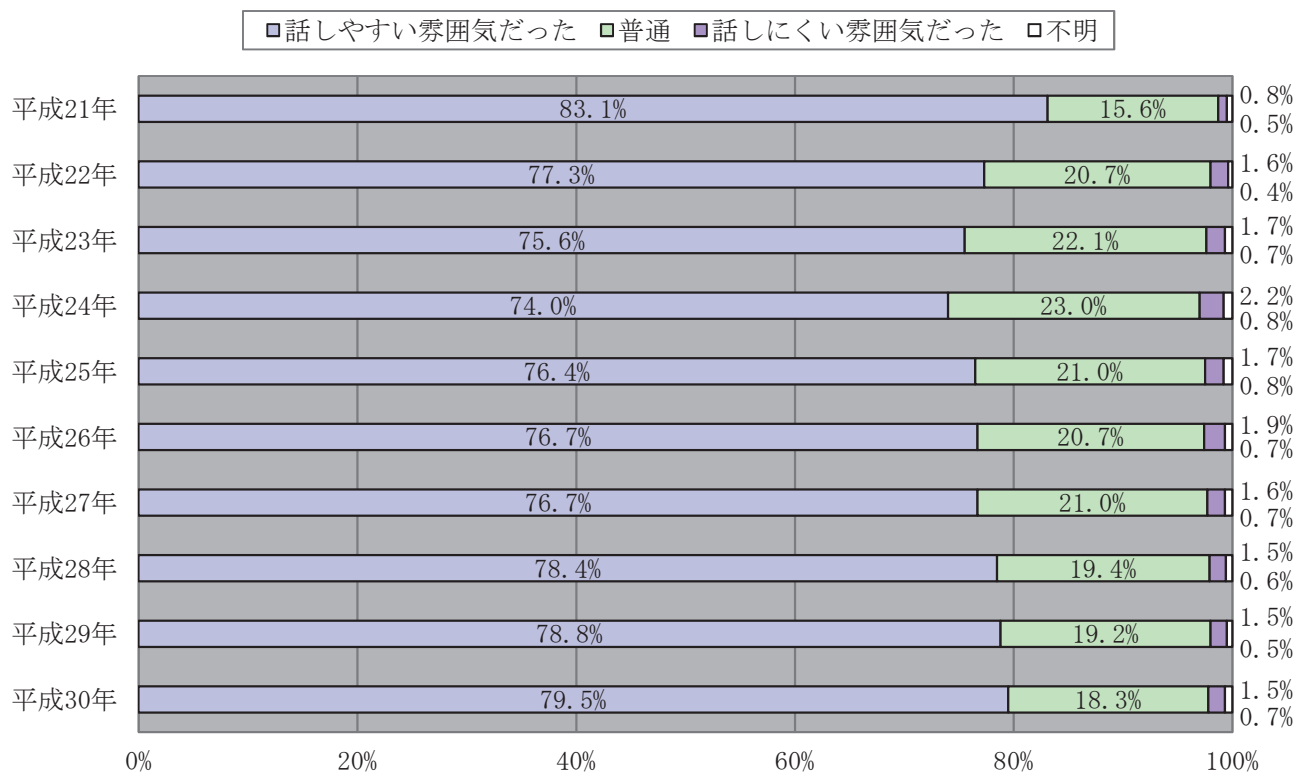
(注) 平成23年1月から平成27年12月までは判決宣告数（ただし、判明分のみ）により、平成28年1月からは実人員である。

図表 18 審理内容のわかりやすさ



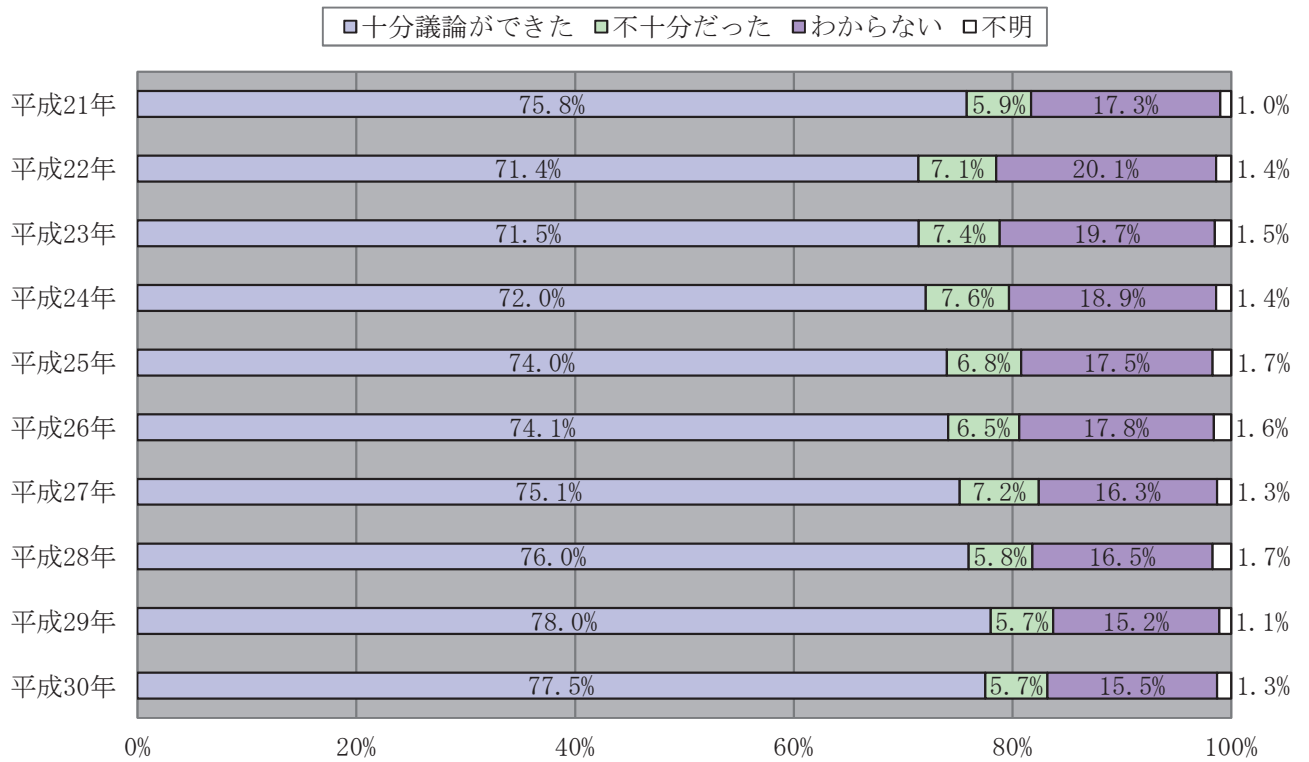
- (注) 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値である。  
 2 裁判員のみを集計（補充裁判員を含まない。）  
 3 欄外の数値の上段は「わかりにくかった」，下段は「不明」の数値である。

図表 19 評議における話しやすさ



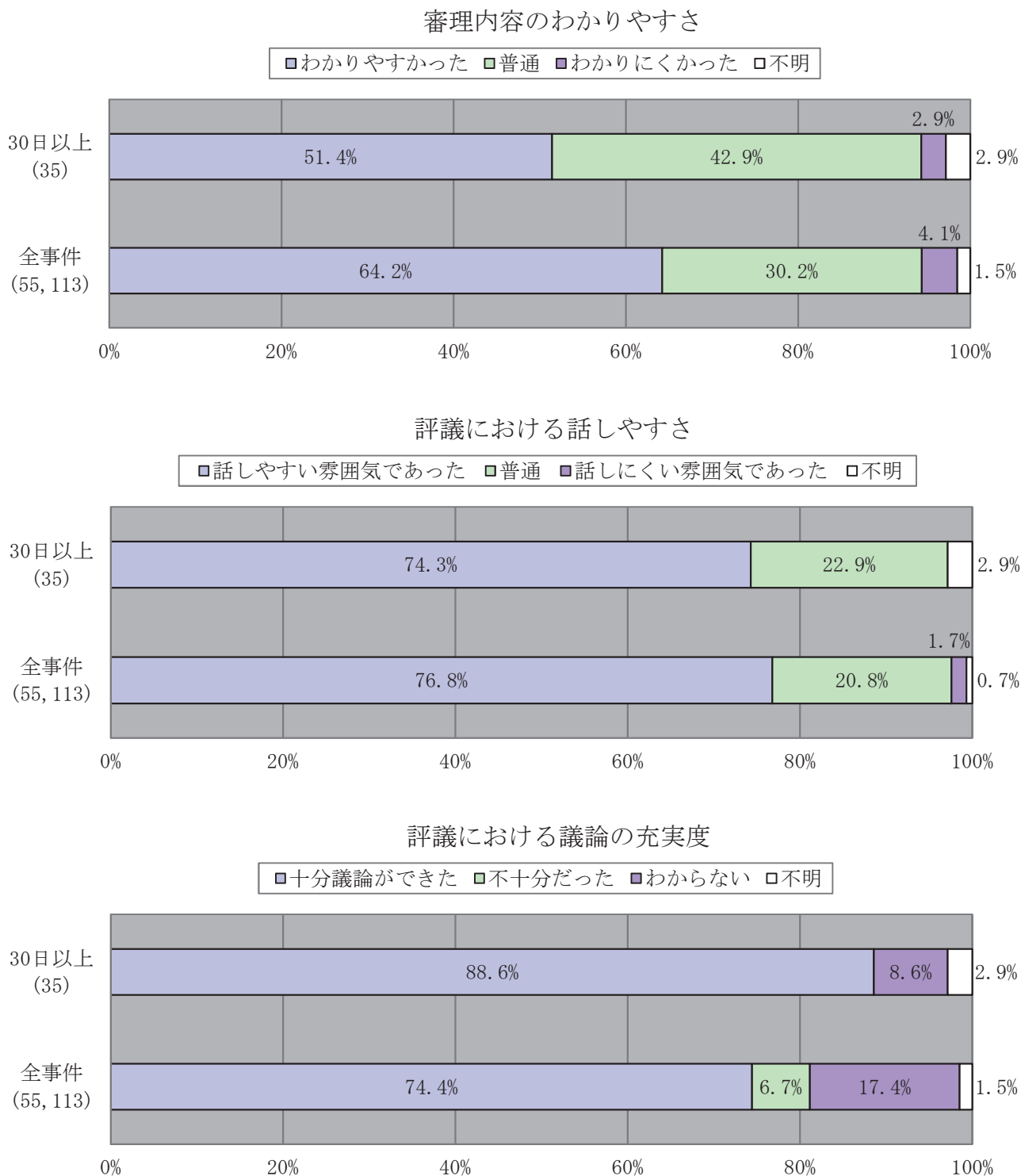
- (注) 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値である。  
 2 裁判員のみを集計（補充裁判員を含まない。）  
 3 「評議における話しやすさ」のグラフのうち、欄外の数値の上段は「話しにくい雰囲気だった」、下段は「不明」の数値である。

図表 20 評議における議論の充実度



(注) 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値である。  
 2 裁判員のみを集計（補充裁判員を含まない。）

図表 2 1 審理内容のわかりやすさ、評議における話しやすさ、評議における議論の充実度  
(長期審理事件(審理実日数30日以上。平成23~30年度))



- (注) 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり、実人数である。  
 2 裁判員のみを集計(補充裁判員を含まない。)  
 3 審理実日数は、実際に審理を行った日のみ(審理及び評議を行った日を含む。)を計上したものであり、裁判員等選任手続や評議、判決宣告のみを行った日は含まない。  
 4 平成22年度までは、アンケートの審理実日数区分が平成23年度以降と異なるため、30日以上のデータを抽出できない。  
 5 審理実日数30日以上の事件の実審理期間は、87~207日であり、いずれも2か月を超える。

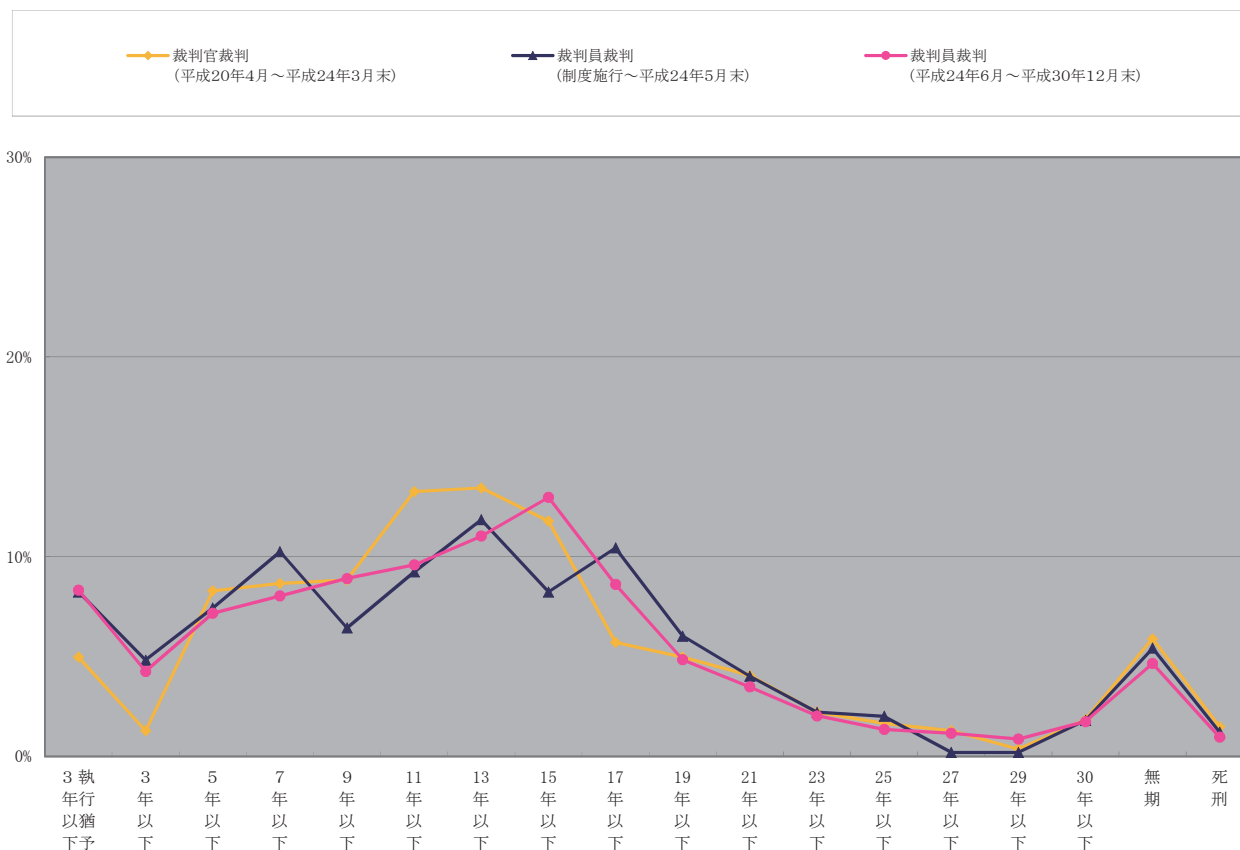


図表 2 2 評議時間についての裁判員経験者アンケート結果

	適切だった などとするもの	短かった などとするもの	長かった などとするもの	アンケート 回収枚数
累計	1,601	803	210	64,179
平成21年	32	29	3	781
平成22年	246	183	33	8,285
平成23年	229	103	25	8,458
平成24年	244	113	35	8,331
平成25年	177	87	28	7,698
平成26年	152	70	16	6,730
平成27年	279	60	21	6,580
平成28年	117	61	13	6,208
平成29年	63	61	19	5,392
平成30年	62	36	17	5,716

- (注) 1 裁判員等経験者へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり、実人数である。  
 2 自由回答に記載があったものを集計したものである。  
 3 裁判員のための集計（補充裁判員を含まない。）

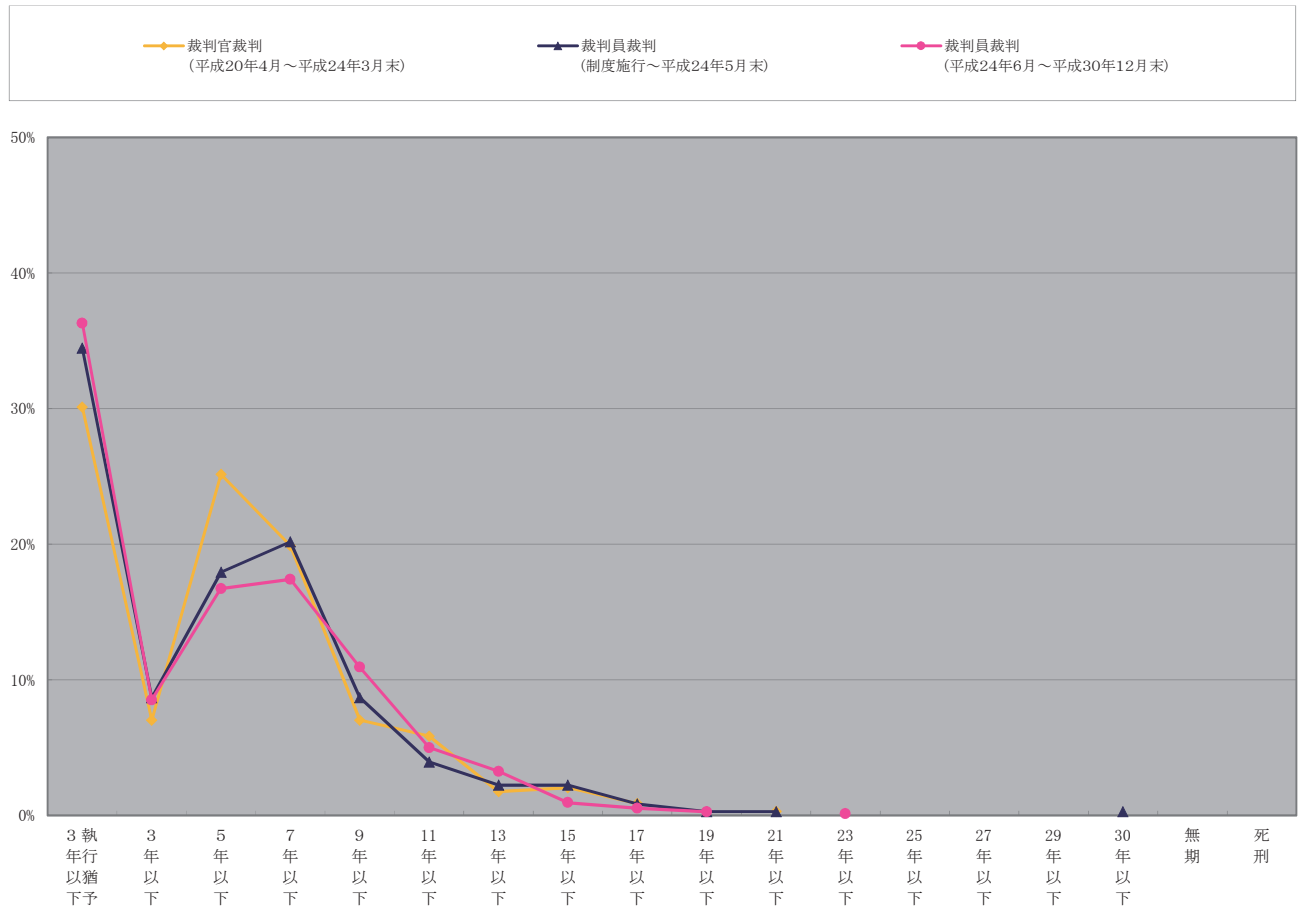
図表23-1 量刑分布の比較（殺人既遂）



		裁判官裁判	裁判員裁判 (制度施行～平成24年5月末)	裁判員裁判 (平成24年6月～平成30年12月末)
判決人員		543	498	1,033
有期懲役	3年以下	27	41	86
	執行猶予	7	24	44
	実刑			
	5年以下	45	37	74
	7年以下	47	51	83
	9年以下	48	32	92
	11年以下	72	46	99
	13年以下	73	59	114
	15年以下	64	41	134
	17年以下	31	52	89
	19年以下	27	30	50
	21年以下	22	20	36
	23年以下	12	11	21
	25年以下	9	10	14
	27年以下	7	1	12
29年以下	2	1	9	
30年以下	10	9	18	
無期懲役		32	27	48
死刑		8	6	10

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員であり、速報値である。

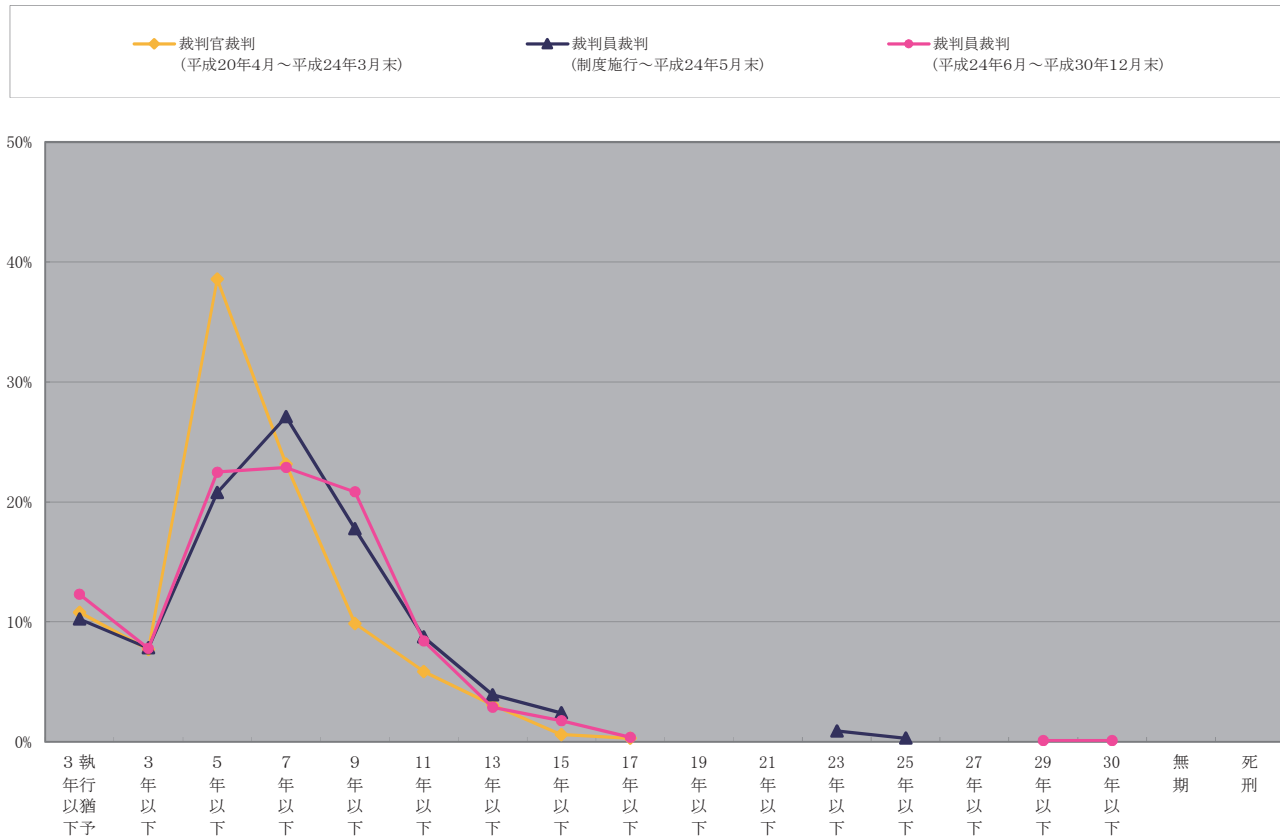
図表23-2 量刑分布の比較（殺人未遂）



		裁判官裁判	裁判員裁判 (制度施行～平成24年5月末)	裁判員裁判 (平成24年6月～平成30年12月末)
判決人員		342	357	741
有期懲役	3年以下	執行猶予	103	123
		実刑	24	31
	5年以下	86	64	
	7年以下	68	72	
	9年以下	24	31	
	11年以下	20	14	
	13年以下	6	8	
	15年以下	7	8	
	17年以下	3	3	
	19年以下	-	1	
	21年以下	1	1	
	23年以下	-	-	
	25年以下	-	-	
	27年以下	-	-	
29年以下	-	-		
30年以下	-	1		
無期懲役		-	-	-
死刑		-	-	-

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員であり、速報値である。

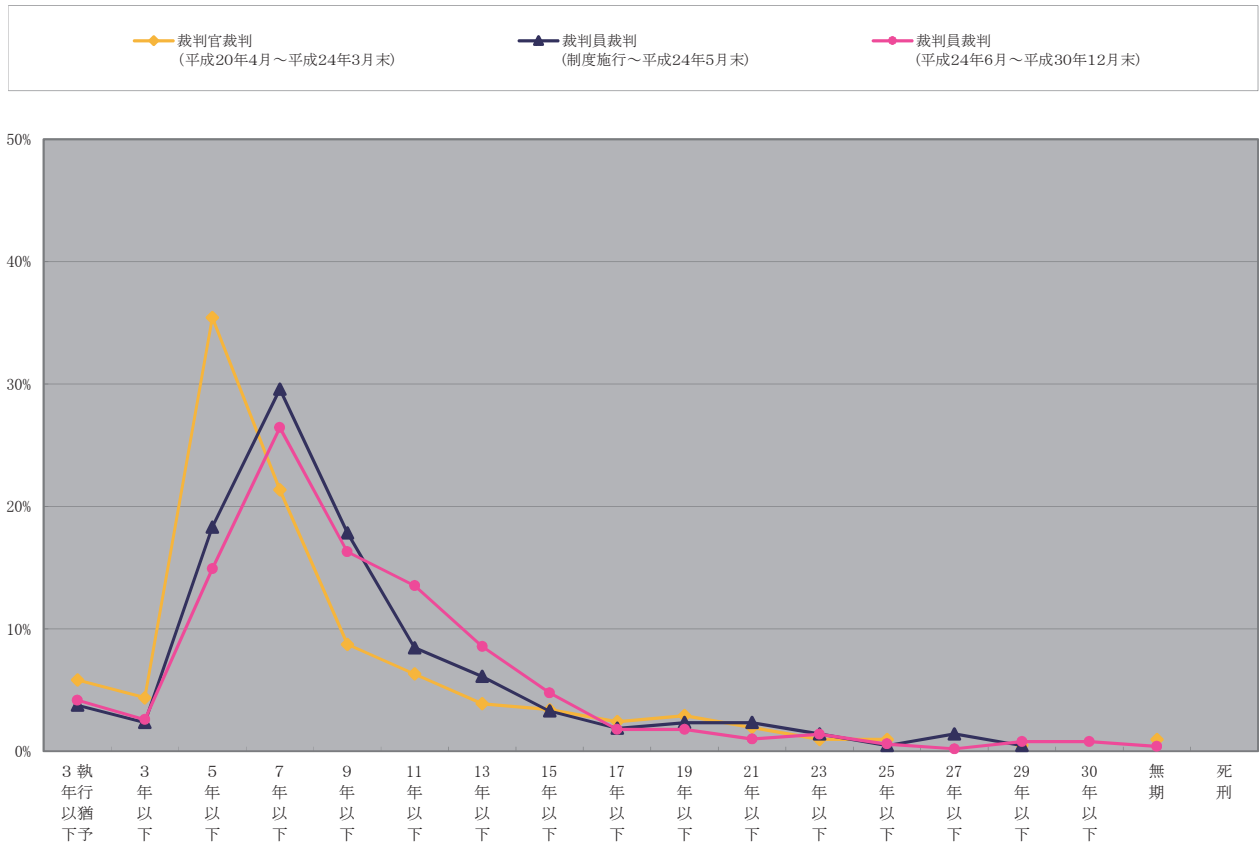
図表23-3 量刑分布の比較（傷害致死）



		裁判官裁判	裁判員裁判 (制度施行～平成24年5月末)	裁判員裁判 (平成24年6月～平成30年12月末)
判決人員		324	332	796
有期懲役	3年以下	執行猶予	35	34
		実刑	25	26
	5年以下	125	69	179
	7年以下	75	90	182
	9年以下	32	59	166
	11年以下	19	29	67
	13年以下	10	13	23
	15年以下	2	8	14
	17年以下	1	-	3
	19年以下	-	-	-
	21年以下	-	-	-
	23年以下	-	3	-
	25年以下	-	1	-
	27年以下	-	-	-
29年以下	-	-	1	
30年以下	-	-	1	
無期懲役		-	-	-
死刑		-	-	-

(注) 刑事通常第一審事件票による実人員であり、速報値である。

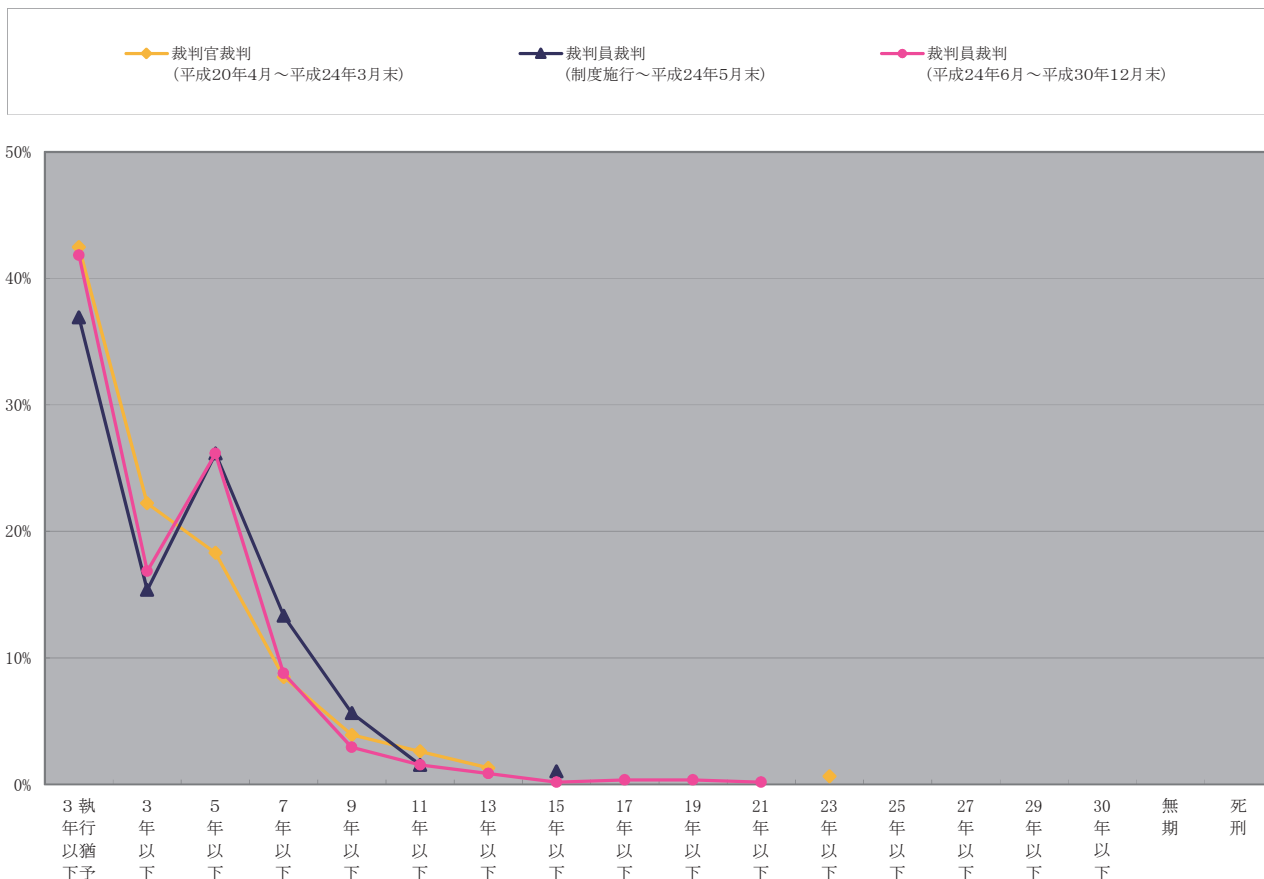
図表23-4 量刑分布の比較（（準）強姦致死傷・（準）強制性交等致死傷）



		裁判官裁判	裁判員裁判 (制度施行～平成24年5月末)	裁判員裁判 (平成24年6月～平成30年12月末)	
判決人員		206	213	503	
有期懲役	3年以下	執行猶予	12	8	21
		実刑	9	5	13
	5年以下	73	39	75	
	7年以下	44	63	133	
	9年以下	18	38	82	
	11年以下	13	18	68	
	13年以下	8	13	43	
	15年以下	7	7	24	
	17年以下	5	4	9	
	19年以下	6	5	9	
	21年以下	4	5	5	
	23年以下	2	3	7	
	25年以下	2	1	3	
	27年以下	-	3	1	
	29年以下	1	1	4	
30年以下	-	-	4		
無期懲役		2	-	2	
死刑		-	-	-	

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員であり、速報値である。  
 2 実刑には、刑の一部執行猶予が言い渡された人員を含む。  
 3 平成29年以降の数値には（準）強制性交等致死傷を含む。

図表23-5 量刑分布の比較（（準）強制わいせつ致死傷）

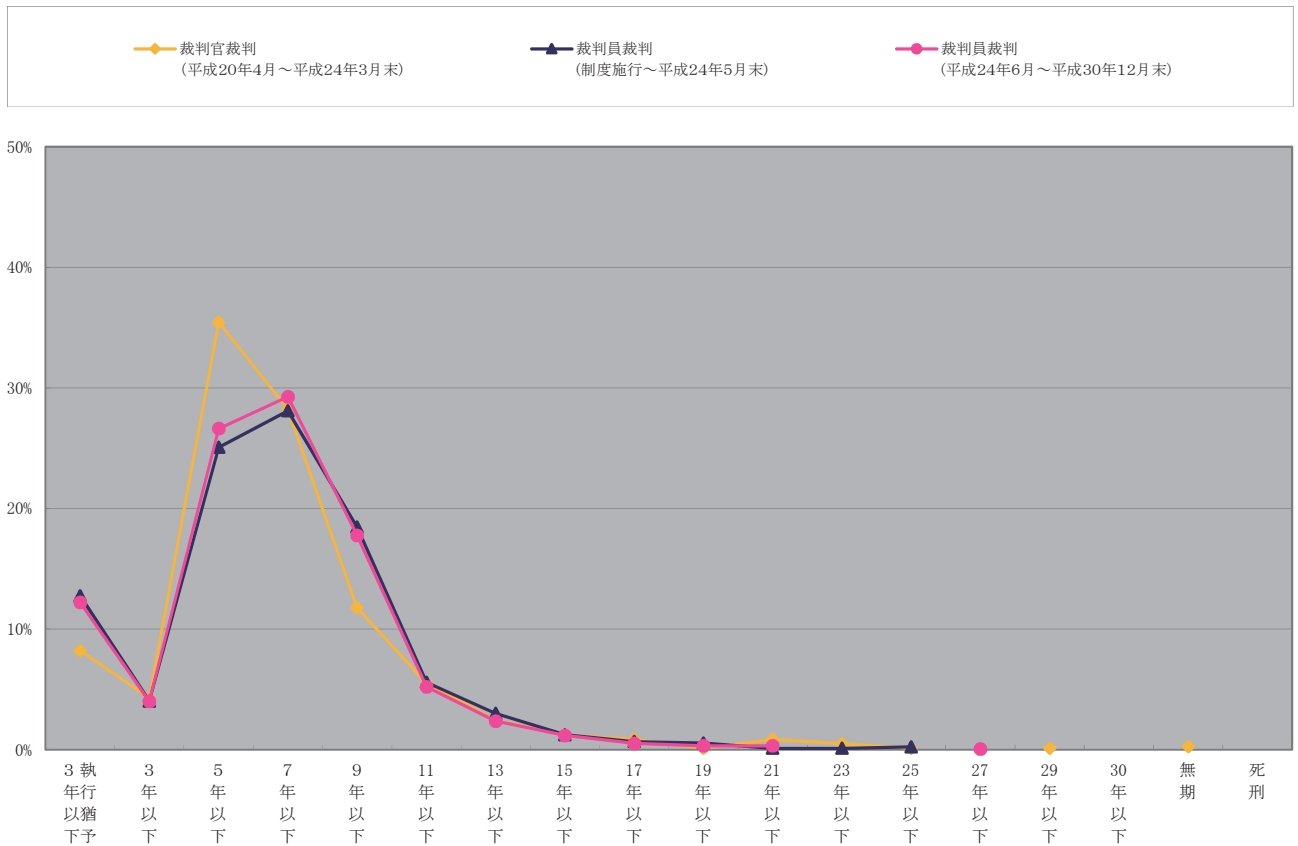


		裁判官裁判	裁判員裁判 (制度施行～平成24年5月末)	裁判員裁判 (平成24年6月～平成30年12月末)	
判決人員		153	195	581	
有期懲役	3年以下	執行猶予	65	72	243
		実刑	34	30	98
	5年以下	28	51	152	
	7年以下	13	26	51	
	9年以下	6	11	17	
	11年以下	4	3	9	
	13年以下	2	-	5	
	15年以下	-	2	1	
	17年以下	-	-	2	
	19年以下	-	-	2	
	21年以下	-	-	1	
	23年以下	1	-	-	
	25年以下	-	-	-	
	27年以下	-	-	-	
	29年以下	-	-	-	
30年以下	-	-	-		
無期懲役		-	-	-	
死刑		-	-	-	

(注)1 刑事通常第一審事件票による実人員であり、速報値である。

2 実刑には、刑の一部執行猶予が言い渡された人員を含む。

図表23-6 量刑分布の比較（強盗致傷）

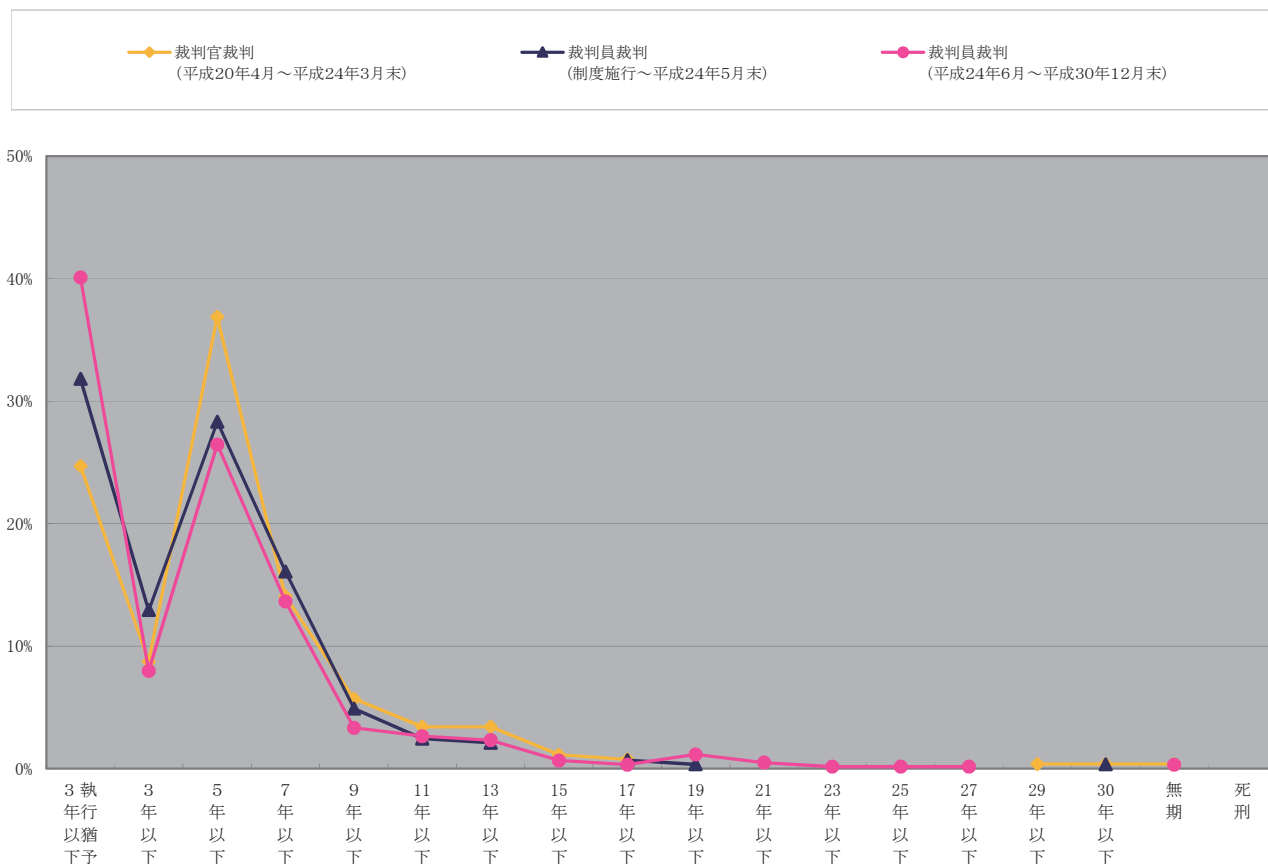


		裁判官裁判	裁判員裁判 (制度施行～平成24年5月末)	裁判員裁判 (平成24年6月～平成30年12月末)
判決人員		815	893	1,513
有期懲役	3年以下	執行猶予	67	114
		実刑	35	36
	5年以下	289	224	
	7年以下	230	251	
	9年以下	96	165	
	11年以下	45	50	
	13年以下	20	27	
	15年以下	10	11	
	17年以下	7	6	
	19年以下	1	5	
	21年以下	7	1	
	23年以下	4	1	
	25年以下	1	2	
	27年以下	-	-	
29年以下	1	-		
30年以下	-	-		
無期懲役		2	-	-
死刑		-	-	-

(注)1 刑事通常第一審事件票による実人員であり、速報値である。

2 実刑には、刑の一部執行猶予が言い渡された人員を含む。

図表23-7 量刑分布の比較（現住建造物等放火既遂）



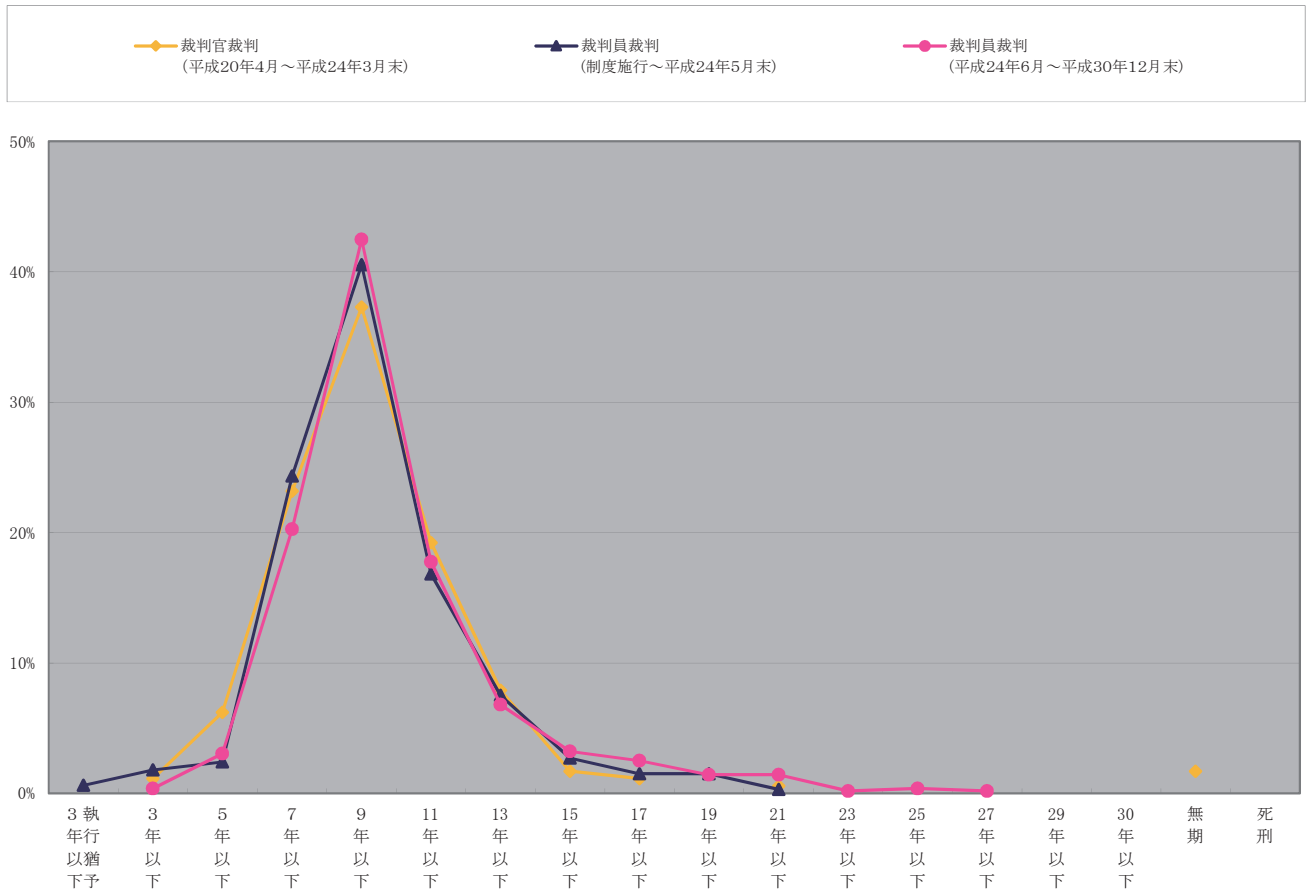
		裁判官裁判	裁判員裁判 (制度施行～平成24年5月末)	裁判員裁判 (平成24年6月～平成30年12月末)
判決人員		263	286	601
有期懲役	3年以下	65	91	241
	執行猶予 実刑	23	37	48
	5年以下	97	81	159
	7年以下	37	46	82
	9年以下	15	14	20
	11年以下	9	7	16
	13年以下	9	6	14
	15年以下	3	-	4
	17年以下	2	2	2
	19年以下	-	1	7
	21年以下	-	-	3
	23年以下	-	-	1
	25年以下	-	-	1
	27年以下	-	-	1
29年以下	1	-	-	
30年以下	1	1	-	
無期懲役		1	-	2
死刑		-	-	-

(注)1 刑事通常第一審事件票による実人員であり、速報値である。

2 実刑には、刑の一部執行猶予が言い渡された人員を含む。



図表23-8 量刑分布の比較（覚せい剤取締法違反）

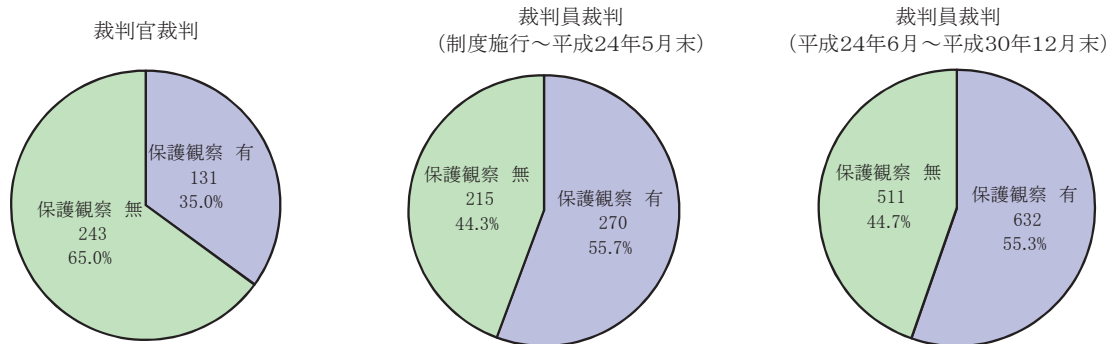


		裁判官裁判	裁判員裁判 (制度施行～平成24年5月末)	裁判員裁判 (平成24年6月～平成30年12月末)	
判決人員		177	333	558	
有期懲役	3年以下	執行猶予	-	2	
		実刑	2	6	
	5年以下		11	8	17
	7年以下		41	81	113
	9年以下		66	135	237
	11年以下		34	56	99
	13年以下		14	25	38
	15年以下		3	9	18
	17年以下		2	5	14
	19年以下		-	5	8
	21年以下		1	1	8
	23年以下		-	-	1
	25年以下		-	-	2
	27年以下		-	-	1
29年以下		-	-	-	
30年以下		-	-	-	
無期懲役		3	-	-	
死刑		-	-	-	

(注)1 処断罪名が覚せい剤取締法41条2項違反(営利目的輸入・輸出・製造)のものに限る(未遂のものを含む。)  
 2 刑事通常第一審事件票による実人員であり、速報値である。

図表 2 4 保護観察に付された割合の比較

	執行猶予 言渡人員 (A)	うち 保護観察 言渡人員 (B)	割合 (B/A) (%)
裁判官裁判 (平成20年4月～平成24年3月末)	374	131	35.0
裁判員裁判 (制度施行～平成24年5月末)	485	270	55.7
裁判員裁判 (平成24年6月～平成30年12月末)	1,143	632	55.3



- (注) 1 上記数値は、処断罪名が図表 2 3 に掲げた 8 つの罪名に係るものである。  
 2 刑事通常第一審事件票による実人員であり、速報値である。  
 3 執行猶予言渡人員には、刑の一部執行猶予が言い渡された人員を含まない。

図表25 裁判員メンタルヘルスサポート窓口利用件数

制度施行～平成30年12月末

	総数	電話	Eメール (WEB)	面接
総数	410	347	24	39
健康相談	86	84	2	
メンタルヘルス相談	324	263	22	39

〈参考〉 (平成23年4月～平成30年12月末)

① 相談内容の内訳

		延べ件数	割合 (%)
健康相談	相談別総数	52	100.0
	健康不安	10	19.2
	病気の懸念	26	50.0
	疾病のケア	4	7.7
	健康・医療情報が欲しい	1	1.9
	問い合わせ	5	9.6
	その他	6	11.5
	メンタルヘルス相談	相談別総数	262
不安についてのアドバイス	54	20.6	
話を聞いてほしい	69	26.3	
ストレスを感じる	23	8.8	
メンタル症状が出ている	72	27.5	
健康・医療情報が欲しい	4	1.5	
問い合わせ	31	11.8	
その他	9	3.4	

② 医療機関紹介件数

総数	9
健康相談	-
メンタルヘルス相談	9

図表26 手話通訳・要約筆記・点字翻訳を要した裁判員候補者及び裁判員等の数

制度施行～平成30年12月末

	選任手続期日に出席した 裁判員候補者	選任された 裁判員・補充裁判員
手話通訳	51	9
要約筆記	48	8
点字翻訳	23	5
総数	329,914	88,987

(注)1 総数のうち「選任手続期日に出席した裁判員候補者」は、延べ人員であり、速報値である。

2 総数のうち「選任された裁判員・補充裁判員」は、補充裁判員から裁判員に選任された者を重複して計上した。

3 1以外の人員は、実人員であり、概数である。

4 「選任手続に出席した裁判員候補者」のうち、手話通訳及び要約筆記を要した人員が2人ある。

図表 27 控訴審における終局人員及び結果別・破棄理由別人員

		第一審が裁判官裁判 (控訴審の終局が平成18年 ～平成20年)	第一審が裁判員裁判 (控訴審の終局が制度施行 ～平成24年5月末)	第一審が裁判員裁判 (控訴審の終局が平成24年6月 ～平成30年12月末)	
控訴審終局人員		2,455	804	2,250	
破棄人員 (破棄率(%))		431 (17.6)	53 (6.6)	246 (10.9)	
破棄自判	有罪	絶対的控訴理由(刑訴377条・378条)	5	2	6
		訴訟手続の法令違反(刑訴379条)	5	1	5
		法令適用の誤り(刑訴380条)	10	-	8
		量刑不当(刑訴381条)	129	5	32
		事実誤認(刑訴382条)	49	1	27
		判決後の情状(刑訴393条2項)	207	40	145
		その他	17	-	-
	有罪・一部無罪	絶対的控訴理由(刑訴377条・378条)	-	-	-
		訴訟手続の法令違反(刑訴379条)	-	-	-
		法令適用の誤り(刑訴380条)	-	-	1
		量刑不当(刑訴381条)	-	-	-
		事実誤認(刑訴382条)	8	1	3
		判決後の情状(刑訴393条2項)	-	-	-
	無罪	絶対的控訴理由(刑訴377条・378条)	-	-	-
		訴訟手続の法令違反(刑訴379条)	1	-	-
		法令適用の誤り(刑訴380条)	-	-	-
		量刑不当(刑訴381条)	-	-	-
		事実誤認(刑訴382条)	2	2	11
判決後の情状(刑訴393条2項)		-	-	-	
破棄差戻し・同移送		-	-	-	
判棄控訴	絶対的控訴理由(刑訴377条・378条)	-	-	-	
	訴訟手続の法令違反(刑訴379条)	6	1	6	
判決却訴	方式違反等(刑訴395条)	2	-	-	
	控訴理由なし(刑訴396条)	1,738	646	1,791	
控訴決定棄却	方式違反等(刑訴385条)	-	-	2	
	控訴趣意書不差出し(刑訴386条1項1号)	1	-	-	
	控訴趣意書不適式(刑訴386条1項2号)	-	-	-	
	控訴理由不該当(刑訴386条1項3号)	-	-	-	
公訴棄却判決		-	-	-	
公訴棄却決定		12	6	7	
取下げ		271	99	204	
移送・回付		-	-	-	

控訴審における終局人員に占める破棄理由別人員の割合

	第一審が裁判官裁判 (控訴審の終局が平成18年 ～平成20年)	第一審が裁判員裁判 (控訴審の終局が制度施行 ～平成24年5月末)	第一審が裁判員裁判 (控訴審の終局が平成24年6月 ～平成30年12月末)
事実の誤認(刑訴382条)(%)	2.6	0.5	2.2
量刑不当(刑訴381条)(%)	5.3	0.6	1.4
判決後の情状(刑訴393条2項)(%)	8.4	5.0	6.4

(注) 1 控訴審における終局人員のうち、処断罪名などが現住建造物等放火、通貨偽造、偽造通貨行使、(準)強制わいせつ致死傷、(準)強制性交等致死傷( (準)強姦致死傷)、集団(準)強姦致死傷、殺人、傷害致死、危険運転致死、身の代金拐取、拐取者身の代金取得等、強盗致死、強盗致死(強盗殺人)、強盗・強制性交等及び強盗・強制性交等致死(強盗強姦及び強盗強姦致死)の15罪名(未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。)のものに限る。

2 速報値である。

図表 28 控訴審における事実の取調べの行われた人員の比較

	控訴審 終局人員	事実の取調べの行われた人員			
		総数	被告人質問のみ	被告人質問と 他の証拠調べ	他の証拠調べのみ
第一審が裁判官裁判 (控訴審の終局が平成18 年～平成20年)	2,455	1,924 (78.4)	782 (31.9)	1,006 (41.0)	136 (5.5)
第一審が裁判員裁判 (控訴審の終局が制度施 行～平成24年5月末)	804	507 (63.1)	269 (33.5)	192 (23.9)	46 (5.7)
第一審が裁判員裁判 (控訴審の終局が平成24 年6月～平成30年12月 末)	2,250	1,207 (53.6)	582 (25.9)	454 (20.2)	171 (7.6)

(注) 1 ( )内は終局人員に対する割合(%)である。

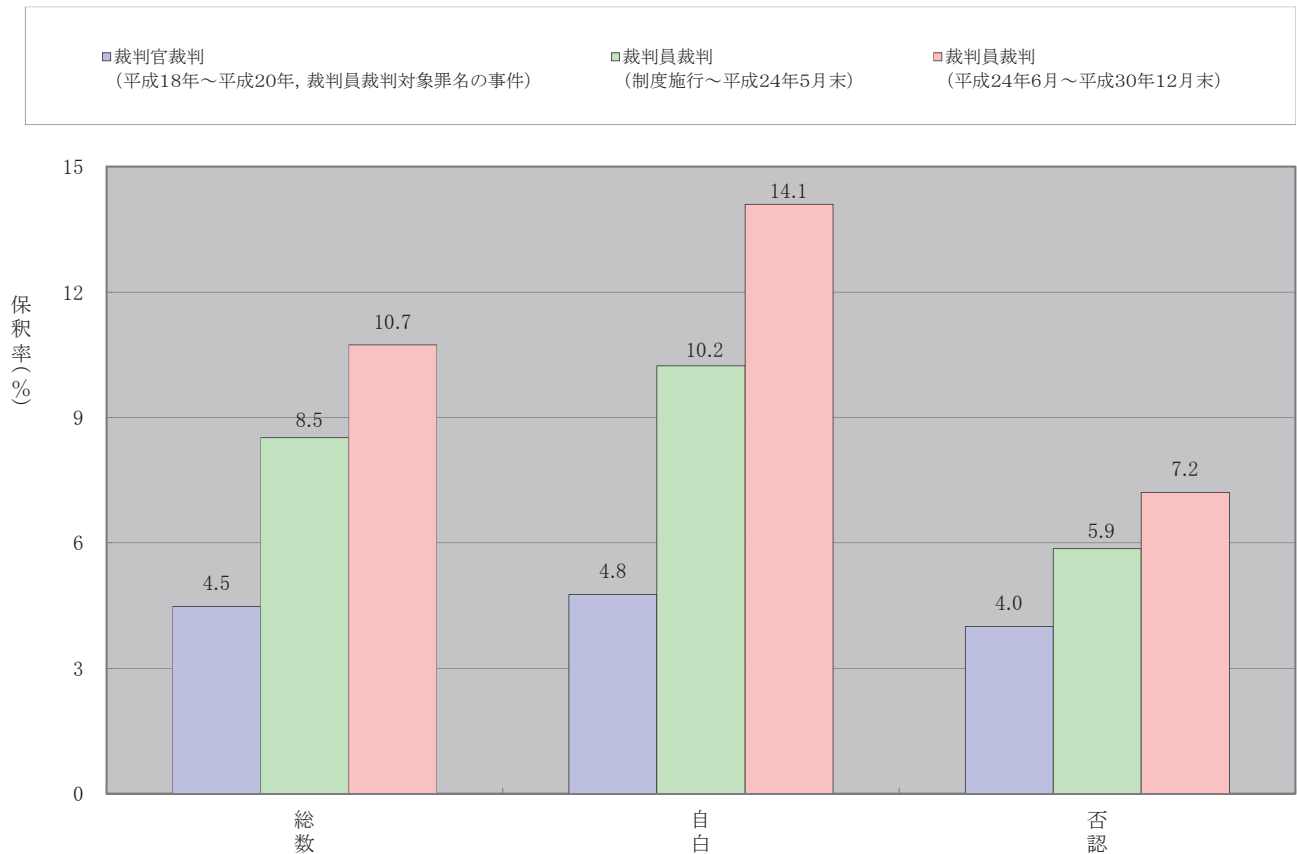
2 控訴審における終局人員のうち、処断罪名などが現住建造物等放火、通貨偽造、偽造通貨行使、(準)強制わいせつ致死傷、(準)強制性交等致死傷(準)強姦致死傷)、集団(準)強姦致死傷、殺人、傷害致死、危険運転致死、身の代金拐取、拐取者身の代金取得等、強盗致傷、強盗致死(強盗殺人)、強盗・強制性交等及び強盗・強制性交等致死(強盗強姦及び強盗強姦致死)の15罪名(未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。)のものに限る。

3 速報値である。

図表 29 保釈率の比較（自白否認別）

		裁判官裁判 (裁判員裁判対象罪名の事件) (平成18年～平成20年)	裁判員裁判 (制度施行～平成24年5月末)	裁判員裁判 (平成24年6月～平成30年12月末)
総数	判決人員	7,287	3,801	7,740
	うち勾留された人員(A)	7,234	3,791	7,693
	うち保釈により釈放された人員 (B)	324	323	826
	(保釈率) (B/A) (%)	(4.5)	(8.5)	(10.7)
自白	判決人員	4,548	2,310	3,970
	うち勾留された人員(A)	4,509	2,306	3,944
	うち保釈により釈放された人員 (B)	215	236	556
	(保釈率) (B/A) (%)	(4.8)	(10.2)	(14.1)
否認	判決人員	2,739	1,491	3,770
	うち勾留された人員(A)	2,725	1,485	3,749
	うち保釈により釈放された人員 (B)	109	87	270
	(保釈率) (B/A) (%)	(4.0)	(5.9)	(7.2)

(注) 1 裁判官裁判は、裁判員裁判対象罪名の事件のうち、有罪（一部無罪を含む。）及び無罪人員を基に計上した。  
 2 実人員であり、速報値である。



図表30 通常第一審における勾留、保釈人員及びその割合（地簡裁総数）

区分 年次	新受人員 (A)	その年中に 勾留状が発 付された人 員(B)	その年中に 保釈が請求 された人員 (C)	その年中に保釈が 許可された人員		勾留率 (B/A)%	保釈率 (D/B)%	保 釈 許可率 (D+E/C)%
				終局前(D)	終局後(E)			
平成20年	107,246	71,375	18,269	10,252	524	66.6	14.4	59.0
平成21年	106,283	70,068	19,480	10,924	513	65.9	15.6	58.7
平成22年	98,551	65,125	20,809	11,741	477	66.1	18.0	58.7
平成23年	91,721	58,706	19,620	11,280	517	64.0	19.2	60.1
平成24年	86,693	57,693	20,644	11,996	479	66.5	20.8	60.4
平成25年	81,613	55,169	19,985	11,390	659	67.6	20.6	60.3
平成26年	81,470	54,670	21,544	12,683	693	67.1	23.2	62.1
平成27年	83,387	55,440	22,812	14,233	802	66.5	25.7	65.9
平成28年	78,891	51,279	23,918	15,018	1,127	65.0	29.3	67.5
平成29年	75,511	48,614	23,294	15,230	1,360	64.4	31.3	71.2
平成30年	75,225	47,107	22,520	15,329	1,464	62.6	32.5	74.6

(注)1 延べ人員である。

2 「勾留状が発付された人員」とは、第一審において受理時に既に勾留されていた人員及び受理後、終局前に新たに勾留状が発付された人員をいう。

3 「保釈が請求された人員」は、同一被告人に対して時を異にして保釈の請求があったときはその都度1人として計上した。

4 平成30年は速報値である。



**リサイクル適性 (A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。